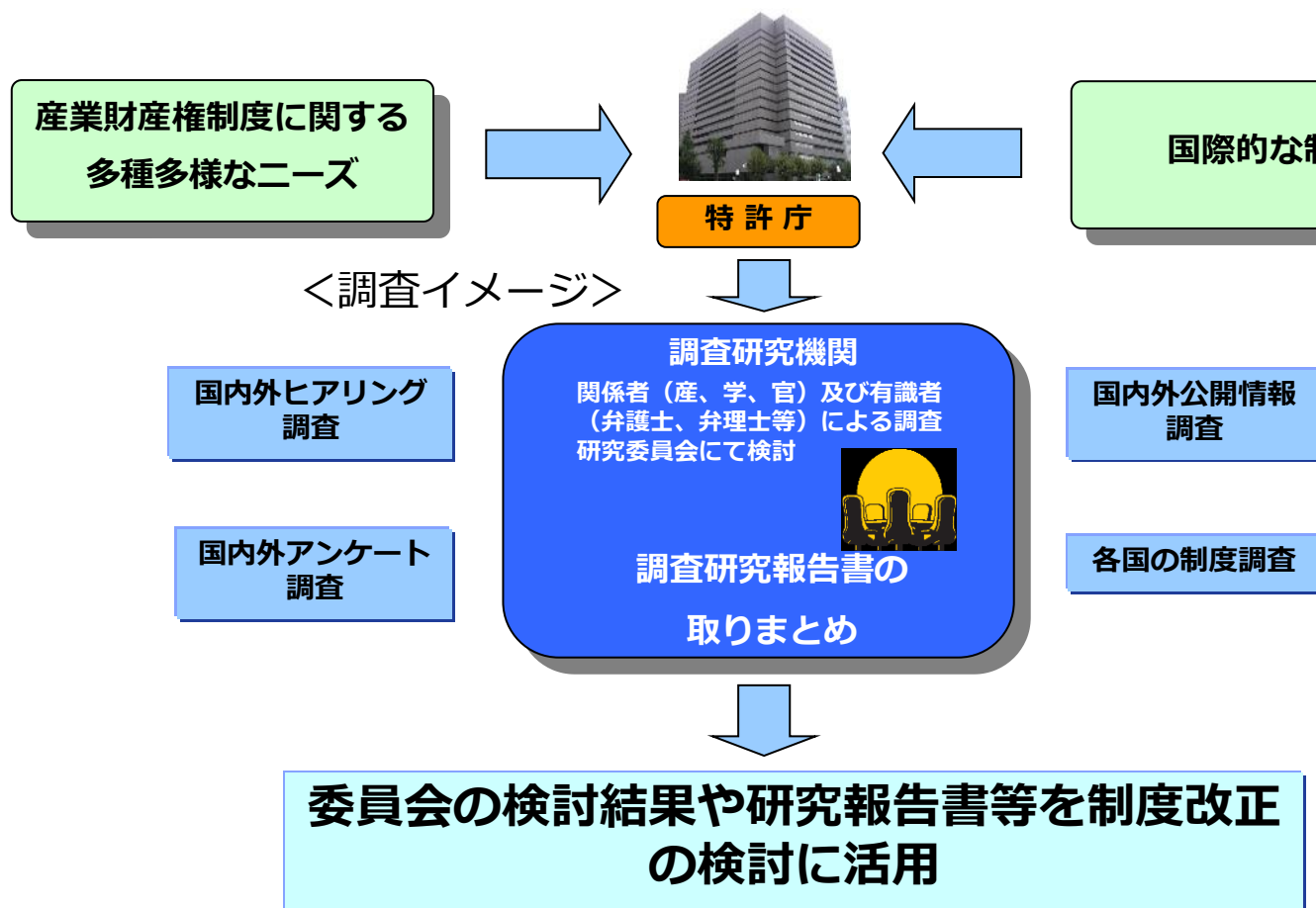


産業財産権における損害賠償請求等 の裁判実務及び権利の実効性の実態 について



- 産業財産権制度に関しての企画立案に資するように、法制面や運用面について改正を行う際の基礎資料となる報告書を取りまとめることが目的。
- 調査研究テーマ毎に専門家を交えた研究委員会の開催・国内外公開情報調査・国内外ヒアリング調査・国内外アンケート調査等、調査研究テーマに応じた調査・分析を行う。



<詳細について>

本調査の詳細については、特許庁HP（以下URL記載）に掲載しております。令和7年度研究テーマ一覧「産業財産権における損害賠償請求等の裁判実務及び権利の実効性の実態に関する調査研究報告書」をご参照ください。
URL:<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/zaisanken-seidomondai.html>

<お問い合わせ先>

経済産業省 特許庁 総務部 企画調査課
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3
TEL : 03-3581-1101 (内2152)

背景

2019年5月に公布された「特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第3号）」により損害賠償額の算定方法等が見直された。また、二酸化炭素含有粘性組成物事件大合議判決（知財高判令和元年6月7日）において、損害額の推定覆滅及び相当実施料率の算定に係る考慮要素が明確化された。こうした動向を踏まえ、多様化・複雑化する知的財産権侵害の実態を把握・分析することは、侵害抑止の在り方を検討し、知的財産権の適切な保護及び利用を促進する知財保護システムを構築していく上で必要不可欠である。

目的

産業財産権における損害賠償請求等の裁判実務及び権利の実効性の実態等の調査を行い、我が国における産業財産権侵害の救済の在り方を検討する際の基礎資料とすることを目的とする。

■ 公開情報調査

産業財産権侵害裁判実務の動向調査：特許権侵害訴訟を中心に損害額算定に関する判断枠組みの整理が進み、推定覆滅や「侵害プレミアム」の考え方が定着されつつあることが確認された。
産業財産権侵害裁判実務の実態調査：産業財産権四法における損害の額の推定等の規定（特許法第102条、実用新案法第29条、意匠法第39条、商標法第38条）により損害額の算定が行われた裁判例を主な対象とした調査の結果、損害賠償額の認定状況や、損害額の算定に係る推定覆滅及び実施料率等の認定状況といった実態が把握された。

■ 国内ヒアリング調査

産業財産権は競争力確保やブランド保護等のために活用されており、侵害対応として警告書の送付、交渉、訴訟提起等が行われていることが明らかになった。また、認められる損害賠償額が低いこと、侵害立証の困難さ等を踏まえ、損害賠償等の金銭的救済の強化や証拠収集手続の充実化等の権利行使の実効性を高める制度整備が重要であるとの意見が示された。

総括

上述の調査を通じて、産業財産権侵害裁判実務の動向や実態、侵害抑止に資する現行制度の課題等が明らかにされ、産業財産権侵害の救済の在り方を検討するための示唆が得られた。

- 1. 本調査研究の背景・目的**
- 2. 本調査研究の実施方法**
 - 2.1. 公開情報調査
 - 2.2. 国内ヒアリング調査
- 3. 調査結果**
 - 3.1. 公開情報調査
 - 3.2. 国内ヒアリング調査
- 4. まとめ**

背景

知的財産侵害の多様化・複雑化

- デジタル技術をはじめとする技術の多様化により、知的財産権侵害の形式・形態は多様化。
- 知的財産権は、その侵害にあたって占有侵奪を伴わない無体の財産であり、侵害が誘惑的かつ容易である一方、発見や防止は困難であるという特殊性がある。そのため、権利者と権利侵害者との間で“コストの非対称性”が生じており、権利侵害者にとって「侵害し得」な状況にもあると考えられる。

我が国における知的財産侵害の抑止に向けた取組

- 2019年5月に成立した「特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第3号）」により、損害賠償額算定方法（特許法第102条等）が見直された。具体的には、①侵害者が得た利益のうち、特許権者の生産能力等を超えるとして賠償が否定されていた部分について、侵害者にライセンスしたとみなして損害賠償を請求できる、②ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる、以上2点が見直された。
- このような状況において、多様化・複雑化する知的財産権侵害の実態等の把握・分析を行うことは、我が国における知的財産権侵害の抑止の在り方を検討し、知的財産権の適切な保護及び利用がより一層促進される知財保護システムを構築していく上で必要不可欠である。

目的

上記を踏まえ、本調査研究では、産業財産権における損害賠償請求等の裁判実務及び権利の実効性の実態等の調査を行い、我が国における産業財産権侵害の救済の在り方を検討する際の基礎資料とすることを目的とする。

本調査では以下（1）～（3）の調査を実施した。

実施内容	概要
（1）公開情報調査	<p>①産業財産権侵害裁判実務の動向調査 特許法102条、実用新案法29条、意匠法39条、商標法38条の規定内容、各産業財産権侵害訴訟における重要裁判例を調査</p> <p>②産業財産権侵害裁判実務の実態調査 2019年5月に成立した特許法等の一部改正による損害賠償額の算定方法の見直し、知財高裁大合議判決（令和元年6月7日・二酸化炭素含有粘性組成物事件）を踏まえた裁判実務の実態についての調査・分析</p>
（2）国内ヒアリング調査	国内企業12者を対象に、各者の産業財産権の活用状況、権利侵害対応（権利者側の立場、他社権利に気を付ける側の立場）の実態についてヒアリング
（3）調査結果の分析・取りまとめ	本調査研究結果の分析・取りまとめ

①産業財産権侵害裁判実務の動向調査

特許法第102条、実用新案法第29条、意匠法第39条、商標法第38条の規定内容、各産業財産権侵害訴訟における重要裁判例等を調査し、近時の裁判実務の動向に関する詳細な知見の獲得を目指した。

調査方法

産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）侵害訴訟における損害賠償額の算定に影響を与えた具体的事情等について、論文、調査研究・審議会等の報告書等を利用して情報を収集、整理した。

②産業財産権侵害裁判実務の実態調査

2019年5月に成立した特許法等の一部改正（以下「令和元年法改正」という。）による損害賠償額の算定方法の見直し、知財高裁大合議判決（令和元年6月7日・二酸化炭素含有粘性組成物事件）等の近時の裁判実務の動向を踏まえ、産業財産権侵害裁判実務の実態に関する詳細な知見の獲得を目指した。

調査方法

産業財産権侵害が認められ、かつ、産業財産権四法における損害の額の推定等の規定（特許法第102条、実用新案法第29条、意匠法第39条、商標法第38条）により損害額の算定が行われた判決を主な対象とし、裁判実務の実態調査を実施した。

我が国の産業財産権侵害の救済の在り方の検討に資する意見の収集を目的として、国内にて産業財産権を保有する企業に対してヒアリング調査を実施した。具体的には、各者が保有する産業財産権の活用状況、侵害対応等の実態を把握するために合計12者に対してヒアリング調査を実施した。

ヒアリング項目（概要）

項目	概要	
産業財産権の活用状況	保有している産業財産権の権利種別	産業財産権において、貴社が保有している権利種別を教えてください。また、特に取得・活用に力を入れている権利種別があれば教えてください。
	各権利の活用方針	各権利について、貴社の活用方針（例：自社実施、他社へのライセンス供与、競合他社への参入障壁の構築、ブランディング・マーケティングへの利用、権利侵害に対する警告・訴訟等）を教えてください。
	各権利の利便性	各権利の使い勝手や便利な点、不便な点について、具体的な事例や理由があれば教えてください。
	各権利の活用に向けた望ましい制度・運用等	各権利を活用しやすくするために、あったら良いと思われる制度や運用等があれば教えてください。
権利侵害対応（権利者側の立場）	他社から産業財産権を侵害された経験	貴社の産業財産権を他社に侵害された経験（侵害の可能性がある場合も含む）はどの程度ありますか。
	侵害された経験のある権利の侵害状況の詳細	侵害された経験のある権利について、侵害状況の詳細（侵害された権利の概要、どのように権利侵害を認識したか、侵害の態様、法的手続きの実施可否に影響した要素等）を可能な範囲で教えてください。
	被疑侵害者への警告、訴訟提起の実務経験	被疑侵害者への警告（ECサイト上の出品削除申請含む）、訴訟提起（損害賠償請求、差止請求等）の実施経験はどの程度ありますか。
	過去の警告、訴訟提起の概要と結果	警告や訴訟提起を実施した経験のある権利について、その概要と結果を可能な範囲で教えてください。

(※前頁の続き)

ヒアリング項目（概要）

項目	概要
権利侵害 対応（権 利者側の 立場）	<p>（警告や訴訟提起において）損害賠償請求を行った経験のある権利について、損害賠償として認定された金額は、貴社が想定する損害額（侵害により失われた販売利益、侵害対応に要した弁護士費用等）との差がありましたか。ある場合はどの程度ありましたか。十分な損害額が認定されなかった場合、その主な理由は何でしょうか。その他、損害賠償の使い勝手について御意見があれば教えてください。</p>
損害額の算定規定の使用感等	<p>損害額の算定規定（例：特許法第102条各項）のうち利用したことのある規定の使用感（主張立証の容易さ／困難さ、損害額算定結果の妥当性・納得感等）を教えてください。また、損害額の算定規定を利用した結果、十分な損害額が認定された場合、損害額の算定プロセスにおいていずれの要素が最も大きかったですでしょうか（権利者／侵害者の製品1個あたりの利益額が十分大きく認定された、推定覆滅による利益額の減額／販売数量の減量が小さく認定された、ライセンス料率が十分高く認定された等）。</p>
差止請求の使用感等	<p>（警告や訴訟提起において）差止請求（仮処分の申立て含む）を行った経験のある権利について、その使用感（主張立証の容易さ／困難さ、差止請求／仮処分の申立てが認められるまでに要する期間の長さ等）を教えてください。</p>
警告や訴訟提起等を実施しない理由	<p>貴社の産業財産権を他社に侵害されたことがある場合において、警告や訴訟提起等の対抗手段をとらない場合又は警告に留めて訴訟提起に至らない場合、その理由は何が大きいと考えられますか。</p> <p>【理由の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 侵害の確証に疑義がある b. コストに比して得られる損害賠償額が小さいと見込まれる c. 被疑侵害者側の企業規模が大きい等、企業体力や交渉力等の面で不安がある d. 対抗手段をとるために権利者のリソース（資金的、人的、時間的）を割くのが難しい e. 権利者の取引関係に影響が見込まれる f. 積極的に対抗手段をとると、権利者の評判に傷が付く（業界内での関係が悪化する）恐れがある
権利侵害の抑止に向けた望ましい制度・運用等	<p>権利侵害に対する対抗手段をとりやすくするために、あるいは、権利侵害の抑止のために、あったら良いと思われる制度や運用等があれば教えてください。</p>

(※前頁の続き)

ヒアリング項目（概要）

項目	概要	
権利侵害 対応（他 社権利に 気をつけ る側の立 場）	侵害に関するトラブルの経験	他社の産業財産権について侵害に関するトラブルに遭った経験（警告を受けた、訴訟提起された等）はどの程度ありますか。
	侵害に関するトラブルの経緯等	他社の産業財産権について侵害に関するトラブルに遭った経験のある権利について、その経緯等を可能な範囲で教えてください。
	クリアランス調査の調査体制	<p>クリアランス調査（他社が保有する権利を自社が侵害していないかを確認するための調査）について、貴社の調査体制（誰がどの時期に行っているか）を教えてください。</p> <p>【調査実施者の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 社内の専門家（弁護士、弁理士） b. 社内の専門家でない担当者 c. 社外の専門家（法律事務所・弁理士事務所） d. 社外の法律事務所・弁理士事務所以外の専門機関（調査機関等） <p>【調査時期の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 同業他社の権利の公報が発行された時に常時 b. 自社事業の計画段階（自社製品の企画段階等） c. 自社事業の実施前（自社製品の製造前や販売前等）
	損害賠償額の高額化により想定される取組	仮に、侵害訴訟における損害賠償額が従前よりも高額になった場合、クリアランス調査を強化する等、他社の権利を侵害しないように気をつけるようになると思いますか。
	差止の早期化により想定される取組	仮に、侵害訴訟における差止（仮処分含む）が従前よりも早期に認められるようになった場合、クリアランス調査を強化する等、他社の権利を侵害しないように気をつけるようになると思いますか。
	産業財産権の侵害抑止に関する他のご意見等	上記の御回答以外に、産業財産権の侵害抑止に関して御意見等あればお聞かせください。

特許権侵害訴訟を中心に損害額算定に関する判断枠組みの整理が進み、推定覆滅事由の考慮要素や、いわゆる「侵害プレミアム」の考え方が定着されつつあることが明らかになった。

調査結果概要

権利種別	損害賠償額に影響を与えるとされる考慮要素（抜粋）
特許権	<ul style="list-style-type: none"> 特許法第102条第2項：（1）特許権者と侵害者の業務態様等に相違が存在すること（市場の非同一性）、（2）市場における競合品の存在、（3）侵害者の営業努力（ブランド力、宣伝広告）、（4）侵害品の性能（機能、デザイン等特許発明以外の特徴）、（5）特許発明が侵害品の部分のみに実施されている場合等の事情が、推定覆滅の事情として考慮できるものとする考え方等が示された。 特許法第102条第3項：相当な実施料率を定めるに当たり、〔1〕当該特許発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等も考慮に入れつつ、〔2〕当該特許発明自体の価値すなわち特許発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性、〔3〕当該特許発明を当該製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、〔4〕特許権者と侵害者との競業関係や特許権者の営業方針等訴訟に現れた諸事情等を総合考慮して、合理的な料率を定めるべきとする考え方等が示された。（田村善之「特許法102条2項における利益の意義・推定の覆滅と同条3項の相当実施料額の算定について：二酸化炭素含有粘性組成物事件 知財高裁大合議判決」知的財産法政策学研究 58巻41頁、58頁（2021））
実用新案権	<ul style="list-style-type: none"> 実用新案権については、少なくとも近時の公表裁判例・学説上、特有の損害額算定要素は明確には確認されなかった。
意匠権	<ul style="list-style-type: none"> 意匠法第39条第1項：今後の意匠権侵害訴訟の損害算定においては、表面積や原価に占める割合等で画一的に減額が認められるのではなく、当該部分等が必要者の購買動機に貢献していたか否か等を総合考慮されるとした考え方等が示された。（藤本一「意匠権侵害訴訟及びその損害額の算定の概況」パテント76巻3号49頁（2023））
商標権	<ul style="list-style-type: none"> 商標法第38条第2項：商標権は商品又は役務の出所である事業者の営業上の信用等と結びつくことによってはじめて一定の価値が生ずるという性質を有すると指摘されており、また、商品の性質上、価格や商標以外のデザイン・機能等の購買動機の形成にも影響を及ぼし得ることから、これらの事情も覆滅事情として考慮され得るとの考え方等が示された。（金子敏哉「商標法38条1項1号・2項による損害額の算定と商標権の保護法益—近時（平成24年以降）の裁判例の分析を中心に—」特許研究 PATENT STUDIES 76巻32頁（2023））

特許権侵害が認められた事例は、中小企業同士の事例が最も多く（73件）、次いで、大企業同士（43件）、権利者が大企業で被疑侵害者が中小企業（43件）、権利者が中小企業で被疑侵害者が大企業（18件）の順で確認された。

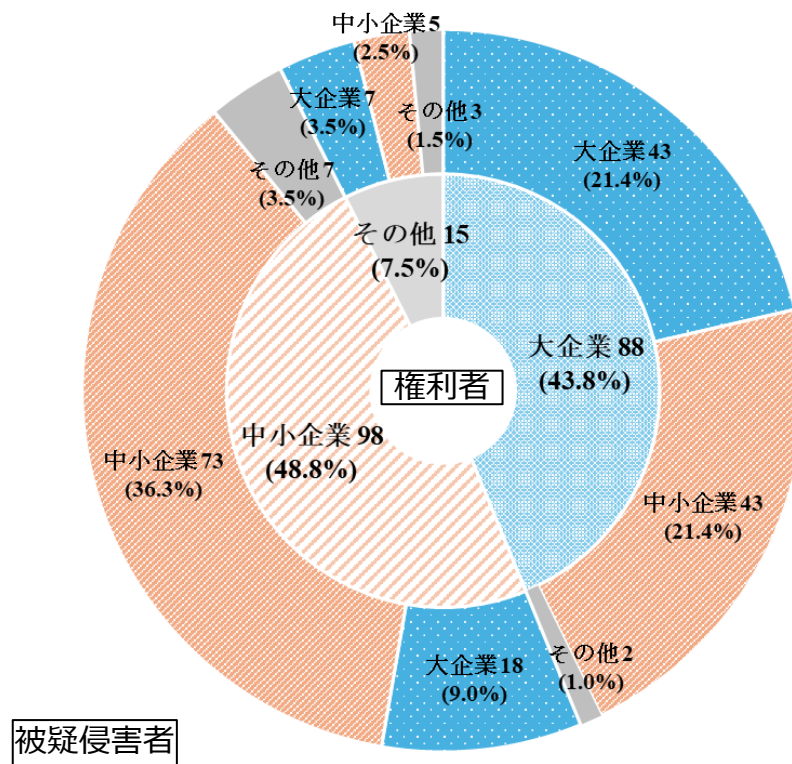


図. 当事者属性別の特許権事例件数（内円：権利者、外円：被疑侵害者）

※1当事者が複数存在する場合、判決文の原告（被告）の冒頭に記載されている者の属性に合わせて分類した。

※2権利者について、個人や規模が不明な企業、企業名が不明な当事者であった場合は、「その他」として分類した。

特許法第102条第1項、第2項、第3項がそれぞれ根拠条文となった事例数について、大企業、中小企業ともに、特許法第102条第2項に基づく認定が最も数が多く、次いで特許法第102条第3項、特許法第102条第1項の結果となった。

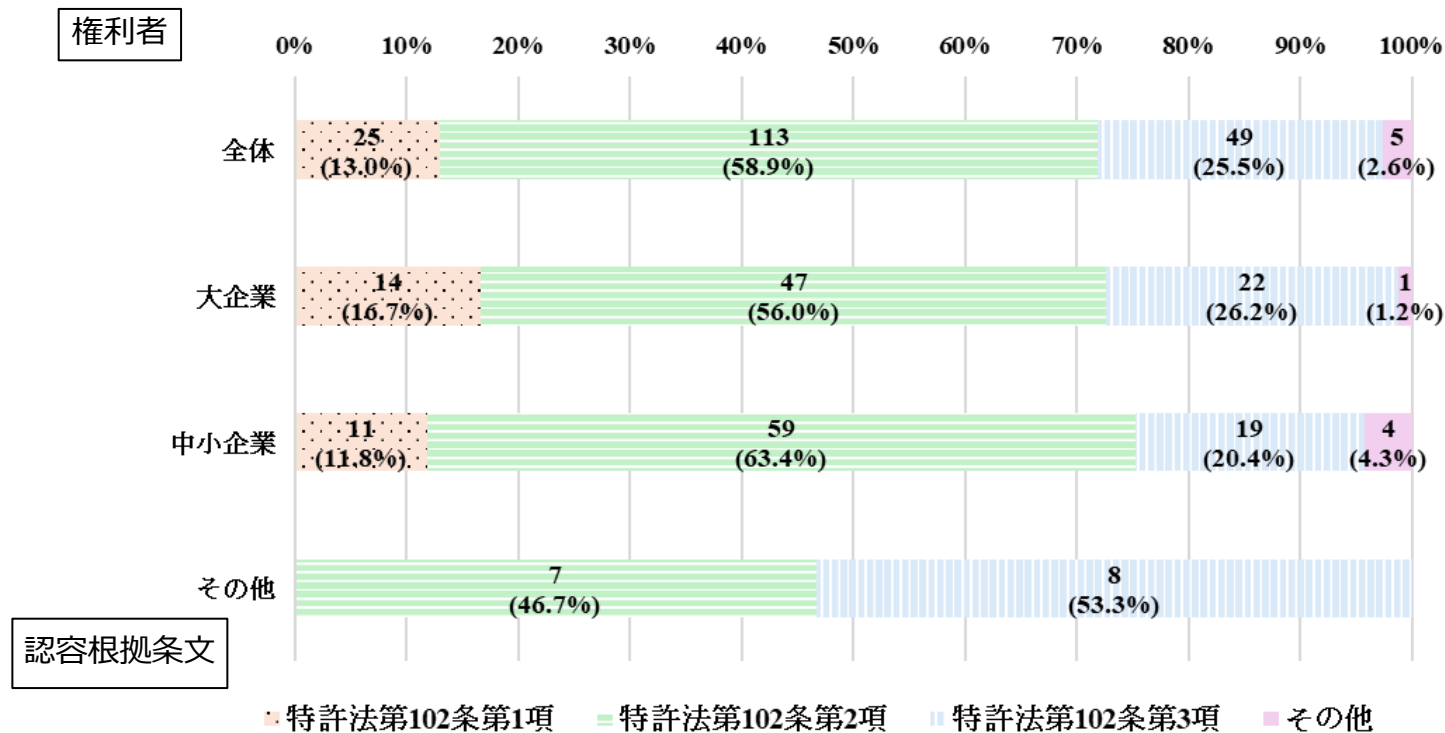


図. 権利者属性別の根拠条文の事例数 (特許法第102条)

※1 認定根拠条文について、「特許法第102条第1項」、「特許法第102条第2項」、「特許法第102条第3項」、「その他(民法第703条(不当利得)等)」の4種で分類した。
 ※2 各項に基づく損害認定額を比較し、最も金額が大きい条項を主たる根拠条文として分類した。ただし、対象となる条項の適用が判決文上明記されていることを要件とした。
 ※3 各項に基づく認定額が不明な事例については、判決文上の適用条文の記載内容に基づき判定した。
 ※4 複数の区分で認定額の最大値が同額となる場合や、記載内容から適用条文を一つに絞り込めない場合(複数条文の並記など)については、分類対象外として扱った。
 ※5 権利者について、個人や規模が不明な企業、企業名が不明な当事者であった場合は、「その他」として分類した。

特許権侵害事例での令和元年法改正施行前後における損害賠償の請求額について、10億円以上の損害賠償額が請求される事例の割合の増加が見られた。

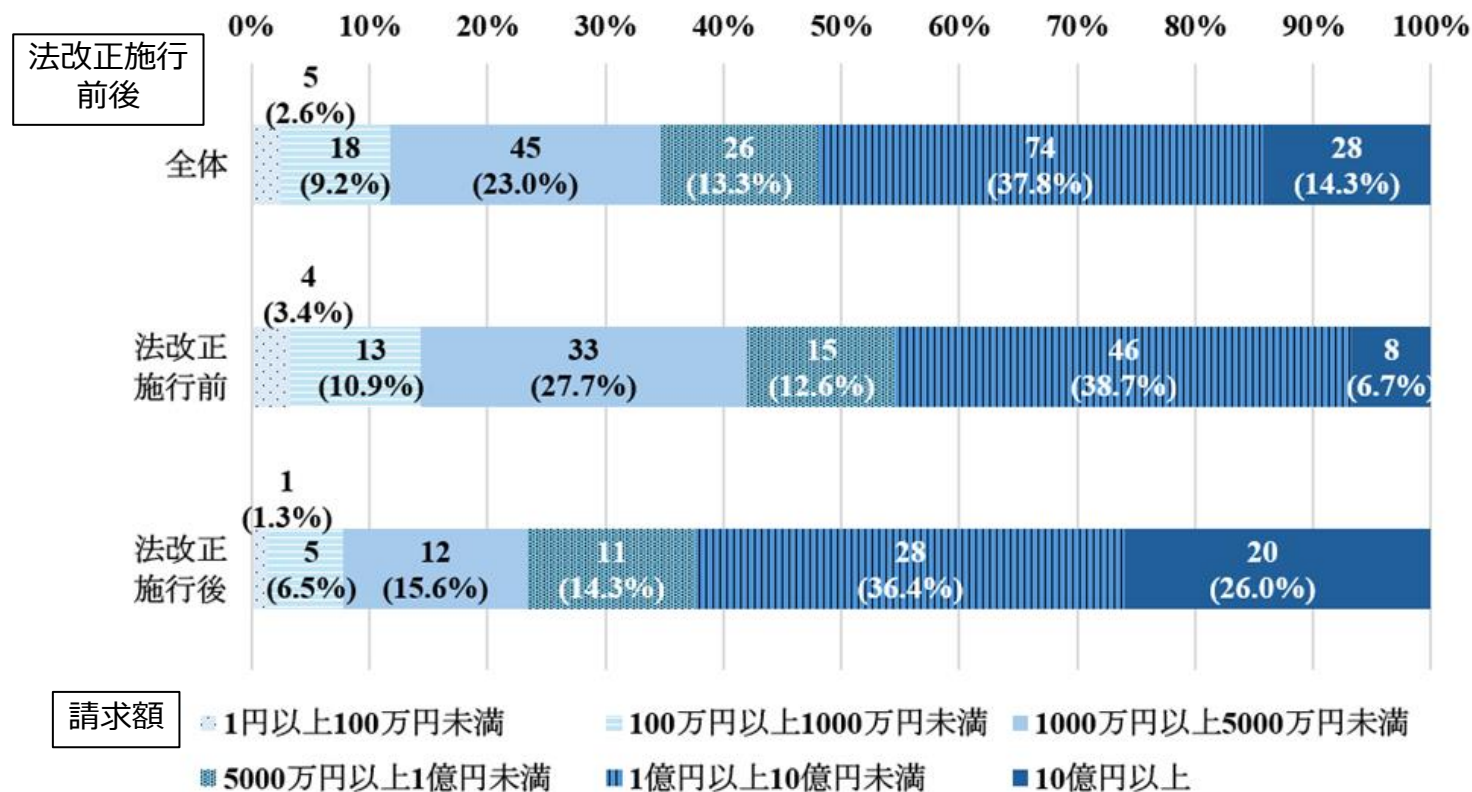


図.特許権侵害事例における令和元年法改正施行前後の請求額

※1判決日が令和2年4月1日より前であれば法改正施行前、令和2年4月1日以降であれば法改正施行後として分類した。

※2主張損害額の合計が不明であった事例は分析対象外として扱った。

特許権侵害事例での令和元年法改正施行前後における損害賠償の認定額について、1億円以上の損害賠償額が認定される事例の割合の増加が見られた。

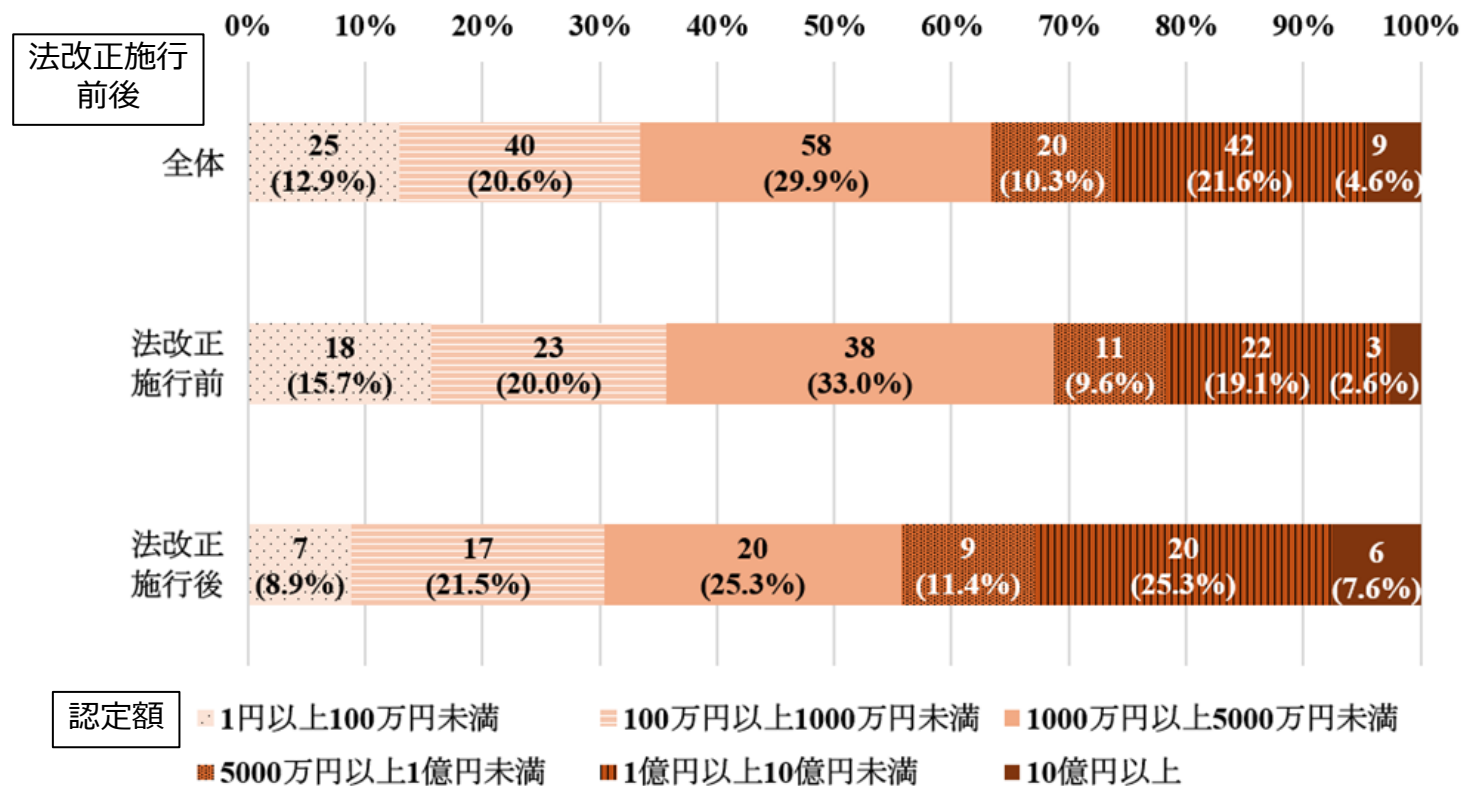


図.特許権侵害事例における令和元年法改正施行前後の認定額

※1判決日が令和2年4月1日より前であれば法改正施行前、令和2年4月1日以降であれば法改正施行後として分類した。

※2認定額の合計が不明であった事例は分析対象外として扱った。

特許法第102条第1項及び第2項の覆滅率並びに第3項の相当実施料率に関する調査、分析結果の概要は以下の通り。

特許権調査観点	概要
特許法第102条第1項	<ul style="list-style-type: none"> 判決文中の記載から覆滅率が把握できる事例数は26件であった。 各事例で認定された覆滅率について、全体的に0～20%と50～100%に分布していた。 各事例で認定された覆滅事由について、5種類の覆滅事由が偏りなく認定されていた。また、法改正前後で比較すると法改正施行後については、件数は少ないものの、（5）本件発明は被告製品の一部のみに使用されていることの事由が認定される事例の割合が増加していた。 <p style="text-align: right;">（詳細はP17、P18参照）</p>
特許法第102条第2項	<ul style="list-style-type: none"> 判決文中の記載から覆滅率が把握できる事例数は118件であった。 各事例で認定された覆滅率について、平成28年頃から知財高裁大合議判決前までは大多数が50%未満の覆滅率が認定されており、知財高裁大合議判決後は、覆滅率が0～100%で偏りなく認定されていることがうかがわれる。 各事例で認定された覆滅事由について、（5）本件発明は被告製品の一部のみに使用されていることが認定される事案が全体として最も多く、知財高裁大合議判決前と比較して知財高裁大合議判決後の方が認定された事例が多く確認できた。 <p style="text-align: right;">（詳細はP19、P20参照）</p>
特許法第102条第3項	<ul style="list-style-type: none"> 判決文中の記載から相当実施料率※が把握できる事例数は69件であった。 各事例で認定された実施料率について、約半数の事例が5%未満にて認定されていた。また、法改正施行後には10%以上の実施料率が認定された事例が見られた。 各事例で認定された実施料率の考慮要素について、知財高裁大合議判決前後で比較した場合、全ての要素において知財高裁大合議判決後にて認定事例の割合が多くなっていた。 <p style="text-align: right;">（詳細はP21、P22参照）</p>

※特許法第102条第3項のほか、特許法第102条第1項第2号、民法703条（不当利得）等により認定された実施料率を含む。

特許法第102条第1項に関する判決について、覆滅率は、全体的に0～20%と50～100%に分布しているところ、令和元年法改正施行後は0%である判決が減少し、主に10～20%と70～100%に分布している。

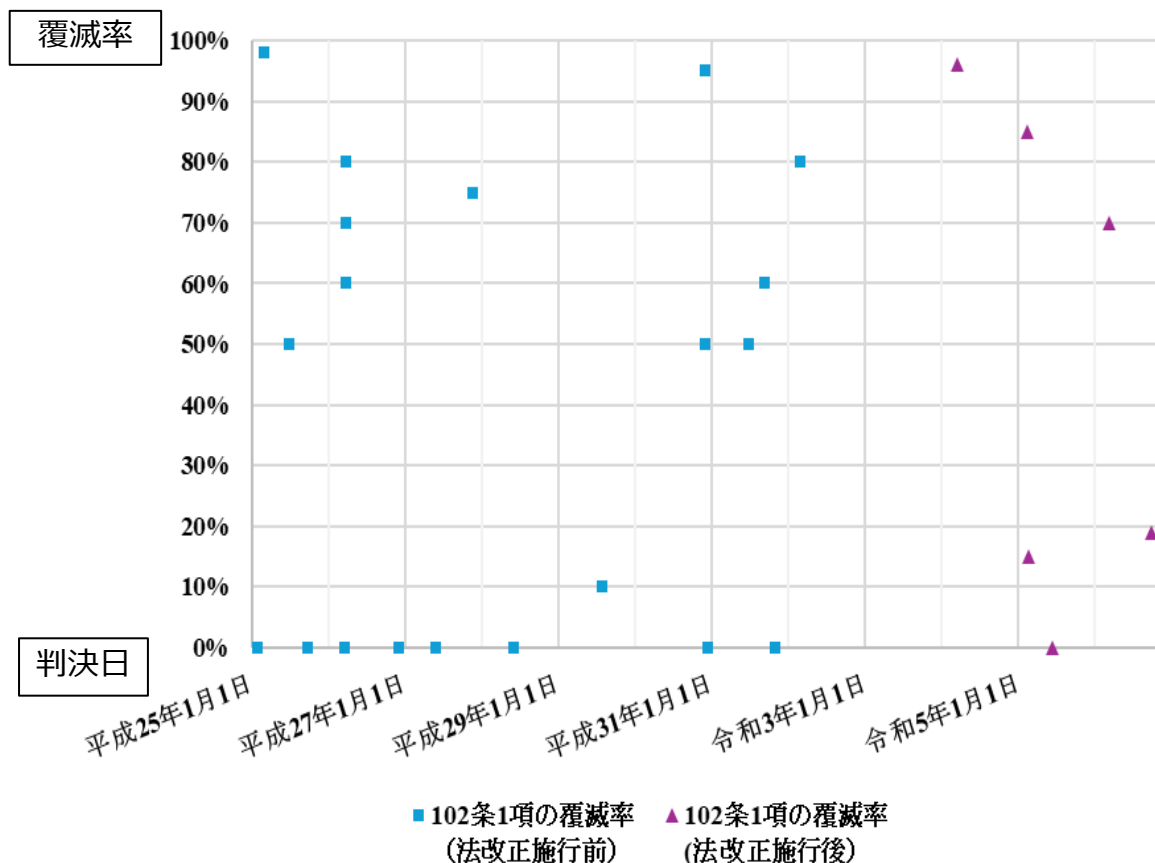


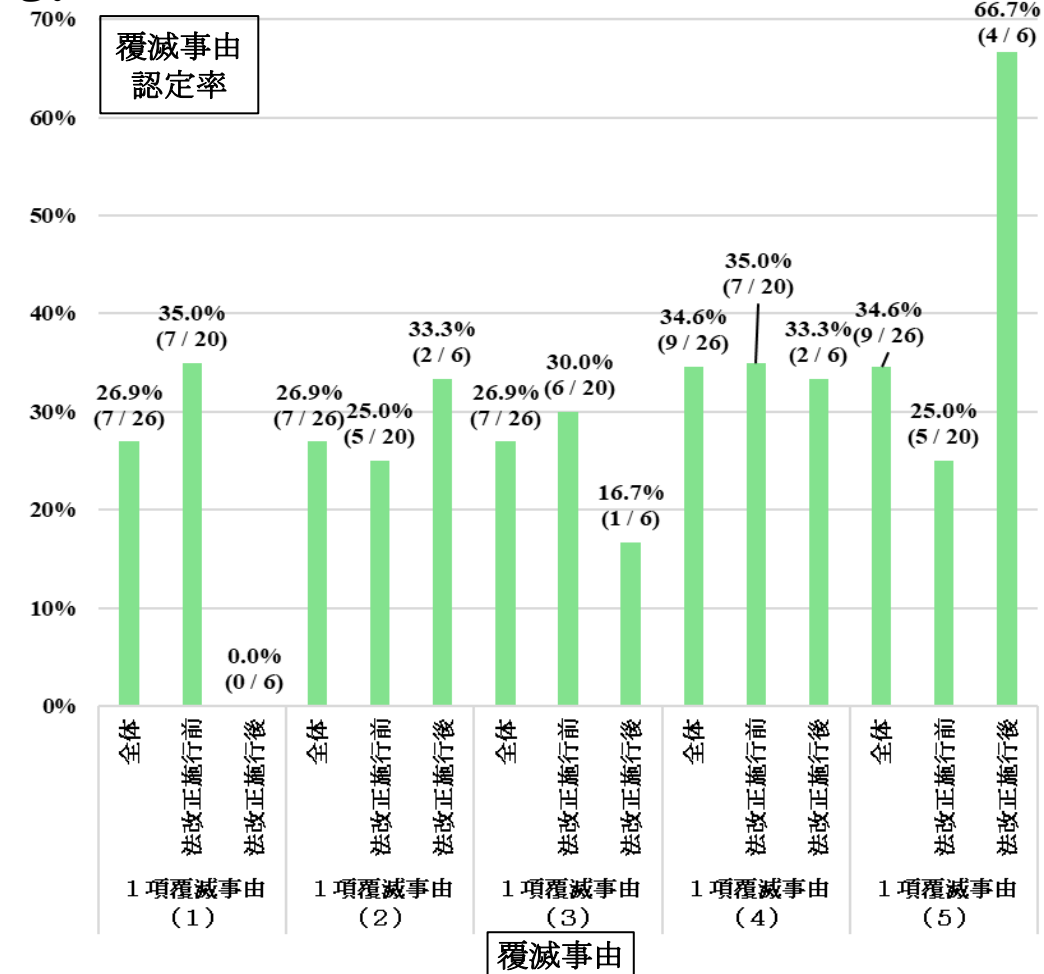
図. 特許法102条第1項の覆滅率の推移

※1特許法102条第1項の覆滅率が不明であった判決は分析対象外として扱った。

※2覆滅率が0%（覆滅の主張がなかったものも含む。）の判決も分析対象とした。

※3判決日が令和2年4月1日以前であれば法改正施行前、令和2年4月1日以降であれば法改正施行後として分類した。

特許法第102条第1項に関する判決について、認定された覆滅事由は全体として、5つの覆滅事由が偏りなく認定される傾向にあるが、法改正施行前後で比較すると法改正施行後について、件数は少ないものの、(5) 本件発明は被告製品の一部のみに使用されていることの事由が認定される事例の割合が増加している。



※1横軸の1項覆滅事由 (1) ~ (5) は調査項目に記載の各推定覆滅事由に相当

- (1) : 市場の非同一性
- (2) : 市場における競合品の存在
- (3) : 侵害者の営業努力 (ブランド力、宣伝広告)
- (4) : 侵害品及び特許権者の製品の性能 (機能、デザイン等特許発明以外の特徴) に相違が存在すること
- (5) : 本件発明は被告製品の一部のみに使用されていること

※2各推定覆滅事由の認定率は、「(推定覆滅事由の認定事例数) / (判決文内で認定された特許法第102条第1項の覆滅率が明記されている事例数)」により算出。

※3特許法第102条第1項の覆滅率が不明であった事例は分析対象外として扱った。

※4判決日が令和2年4月1日より前であれば法改正施行前、令和2年4月1日以降であれば法改正施行後として分類した。

図. 令和元年法改正施行前後の

特許法第102条第1項の各推定覆滅事由の認定率

特許法第102条第2項に関する判決について、平成27年頃までは多くの判決で0%又は50%以上の覆滅率が認定されており、平成28年頃から知財高裁大合議判決前までは大多数が50%未満の覆滅率が認定されている。知財高裁大合議判決後では、覆滅率が0~100%で偏りなく分布していることがうかがわれる。

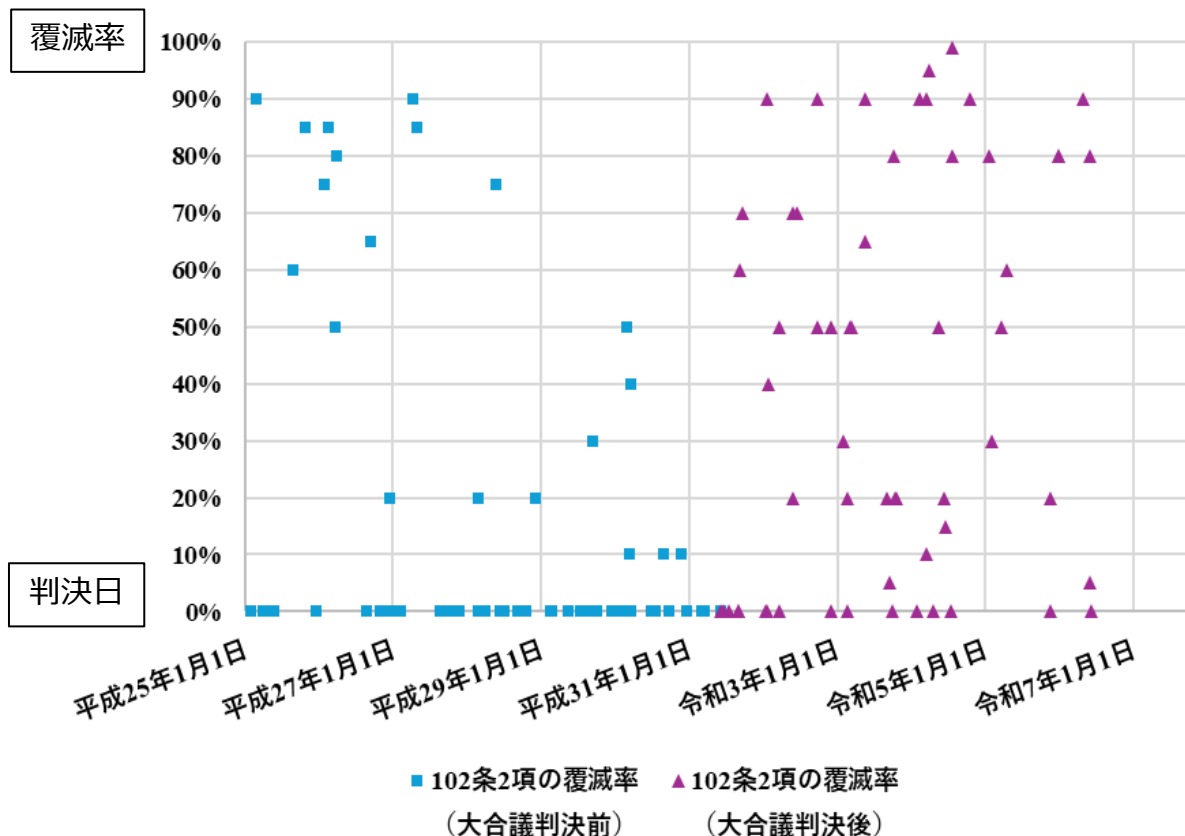


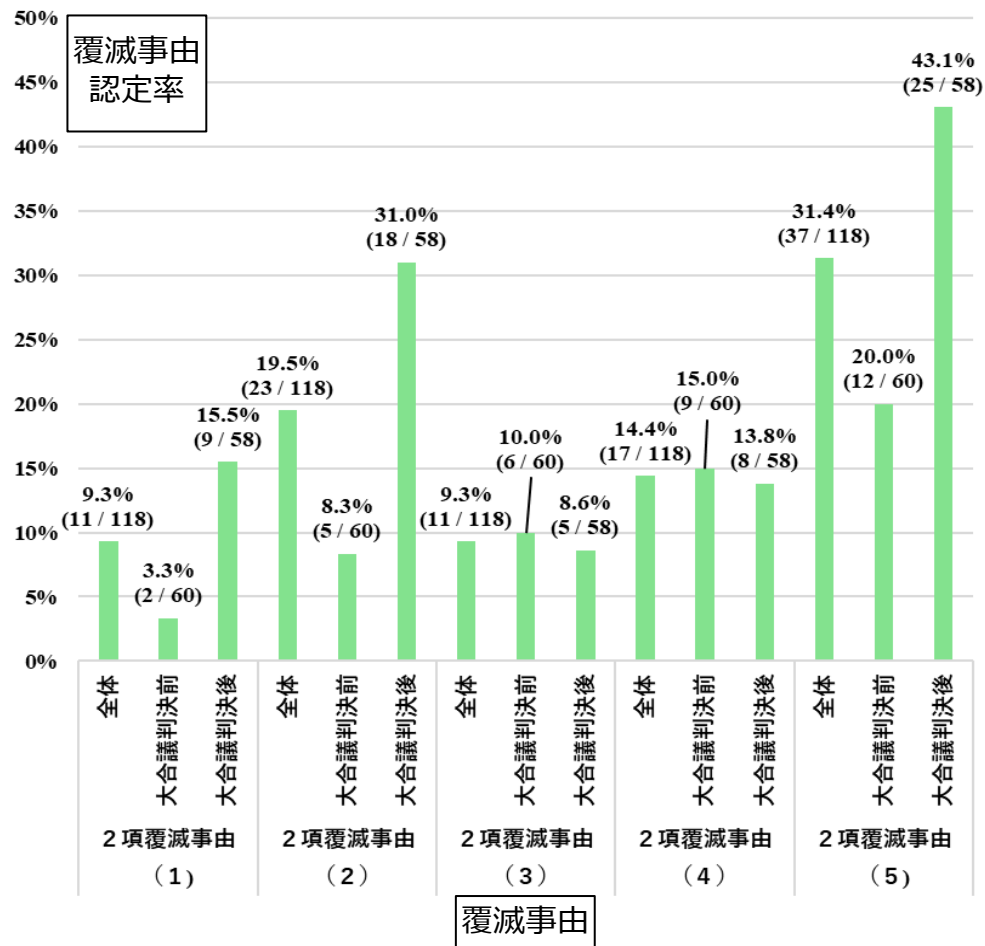
図. 特許法第102条第2項の覆滅率の推移

※1特許法102条第2項の覆滅率が不明であった判決は分析対象外として扱った。

※2覆滅率が0%（覆滅の主張がなかったものも含む。）の判決も分析対象とした。

※3判決日が令和元年6月7日以前であれば大合議判決前、令和元年6月7日以降であれば大合議判決後として分類した。

特許法第102条第2項に関する判決について、認定された覆滅事由は全体として、（5）本件発明は被告製品の一部のみに使用されていることが認定される事例が最も多い。また、（1）、（2）、（5）の事由については知財高裁大合議判決前と比較して知財高裁大合議判決後の方が認定された事例が多く確認できる。



※1横軸の2項覆滅事由（1）～（5）は調査項目に記載の各推定覆滅事由に相当

- （1）：市場の非同一性
- （2）：市場における競合品の存在
- （3）：侵害者の営業努力（ブランド力、宣伝広告）
- （4）：侵害品及び特許権者の製品の性能（機能、デザイン等特許発明以外の特徴）に相違が存在すること
- （5）：本件発明は被告製品の一部のみに使用されていること

※2各推定覆滅事由の認定率は、「（推定覆滅事由の認定事例数）／（判決文内で認定された特許法102条2項の覆滅率が明記されている事例数）」により算出。

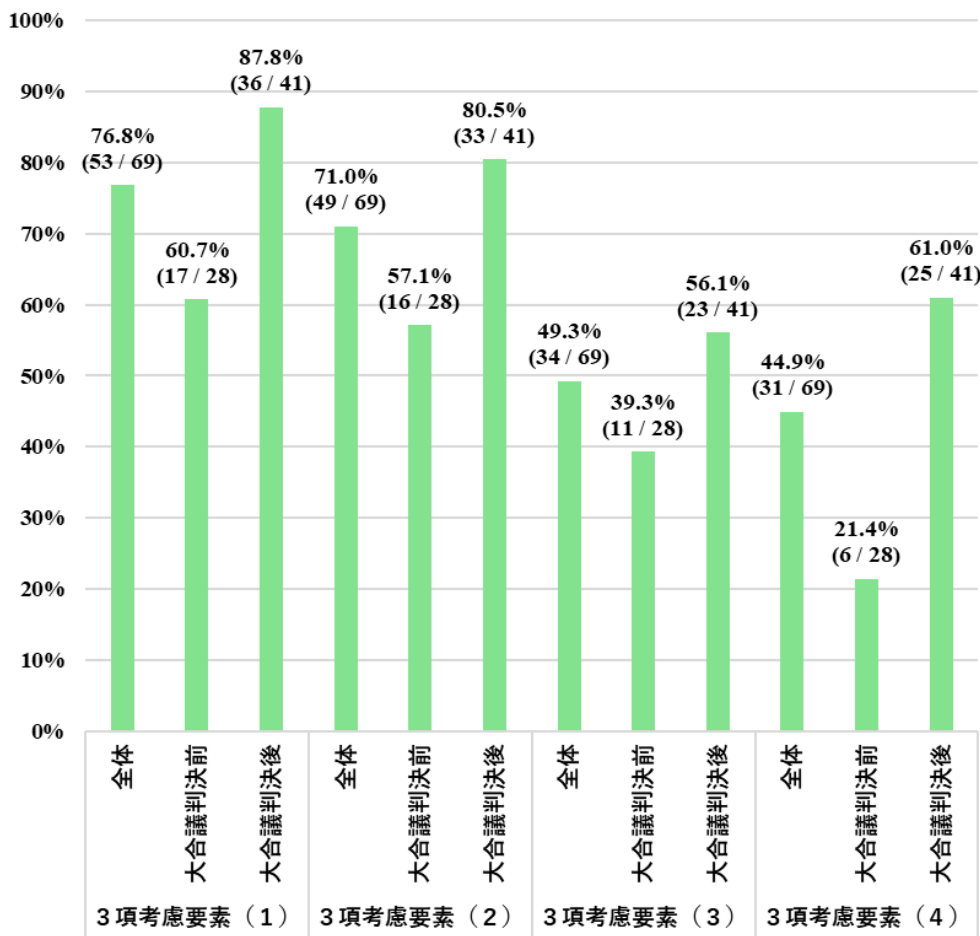
※3特許法102条第2項の覆滅率が不明であった判決は分析対象外として扱った。

※4判決日が令和元年6月7日（知財高裁大合議判決の判決日）以前であれば大合議判決前、令和元年6月7日以降であれば大合議判決後として分類した。

図. 知財高裁大合議判決前後の特許法第102条第2項の各推定覆滅事由の認定率

特許法第102条第3項等に関する判決について、認定された考慮要素は、全体として、(1) 本件発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等、(2) 本件発明自体の価値すなわち本件発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性が要素として多く認定されている。

考慮要素
認定率



考慮要素

※1横軸の3項考慮要素 (1) ~ (4) は調査項目に記載の各考慮要素に相当

(1) : 本件発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等

(2) : 本件発明自体の価値すなわち本件発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性

(3) : 本件発明を被告製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様

(4) : 特許権者である原告と侵害者である被告との競争関係や特許権者である原告の営業方針等訴訟に現れた諸事情

※2各推定覆滅事由の認定率は、「(考慮要素の認定事例数) / (判決文内で認定された相当実施料率が明記されている事例数)」により算出。

※3認定された相当実施料率が不明であった判決は分析対象外として扱った。

※4判決日が令和元年6月7日(知財高裁大合議判決の判決日)以前であれば大合議判決前、令和元年6月7日以降であれば大合議判決後として分類した。

図. 知財高裁大合議判決前後の3項考慮要素の認定率

実用新案法第29条に基づく損害賠償が認められた事例を対象とした調査、分析結果の概要は以下の通り。

実用新案法第29条第1項、第2項及び第3項が根拠条文となった事例数はそれぞれ2件、5件及び2件であった。

実用新案権調査観点	概要
実用新案法第29条第1項	<ul style="list-style-type: none"> 判決文中の記載から覆滅率が把握できる事例数は2件であった。 各事例で認定された覆滅率について、それぞれ70%、50%であった。 各事例で認定された覆滅事由について、一方の事例では（3）「侵害者の営業努力（ブランド力、宣伝広告）」、他方の事例では（1）「市場の非同一性」及び（2）「市場における競合品の存在」がそれぞれ認定されていた。
実用新案法第29条第2項	<ul style="list-style-type: none"> 判決文中の記載から覆滅率が把握できる事例数は5件であった。 各事例で認定された覆滅率について、覆滅が認められた事例は1件のみで、その覆滅率は50%であった。 各事例で認定された覆滅事由について、上述の覆滅が認められた事例では（2）「市場における競合品の存在」が認定されていた。
実用新案法第29条第3項	<ul style="list-style-type: none"> 判決文中の記載から相当実施料率が把握できる事例数は2件であった。 各事例で認定された実施料率について、7%の実施料率が認定された事例があった。 各事例で認定された実施料率の考慮要素について、上述の7%の実施料率が認められた事例では（4）「権利者である原告と侵害者である被告との競争関係や権利者である原告の営業方針等訴訟に現れた諸事情」が認定されていた。

※実用新案法第29条に基づく損害賠償請求が認められた事例は、平成17年から令和6年までの20年間で9件のみ、令和元年法改正施行後は1件のみであった。

意匠権侵害が認められた事例は、中小企業同士の事例が最も多く（15件）、次いで、権利者が大企業、被疑侵害者が中小企業の事例（4件）、権利者が中小企業、被疑侵害者が大企業の事例（2件）の順で確認された。

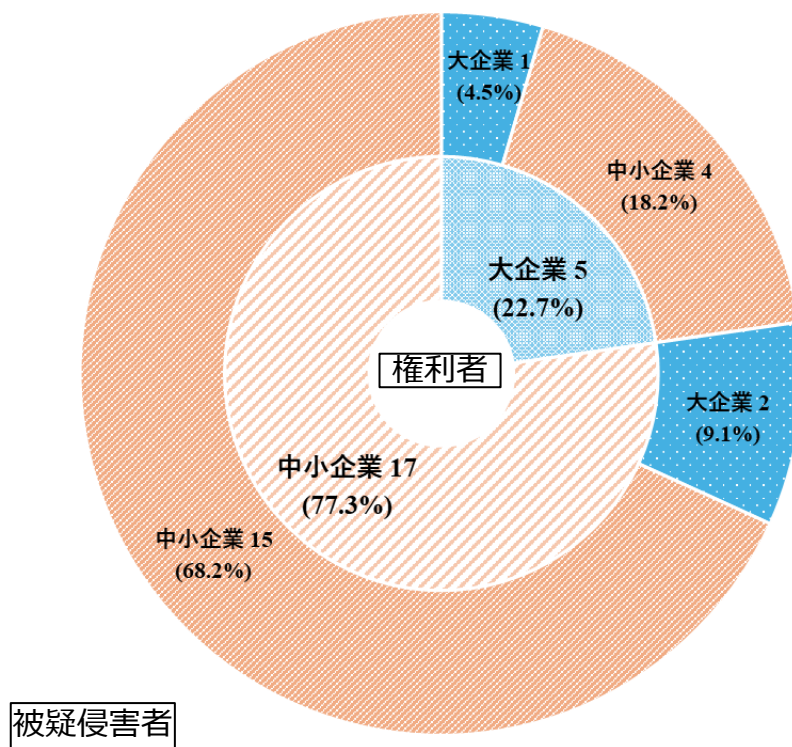


図. 当事者属性別の意匠権事例件数（内円：権利者、外円：被疑侵害者）

※1当事者が複数存在する場合、判決文の原告（被告）の冒頭に記載されている者の属性に合わせて分類した。

意匠法第39条第1項、第2項、第3項がそれぞれ根拠条文となった事例数について、全体としては意匠法第39条第2項に基づく認定が最も数が多く、次いで意匠法第39条第1項、意匠法第39条第3項の結果となった。

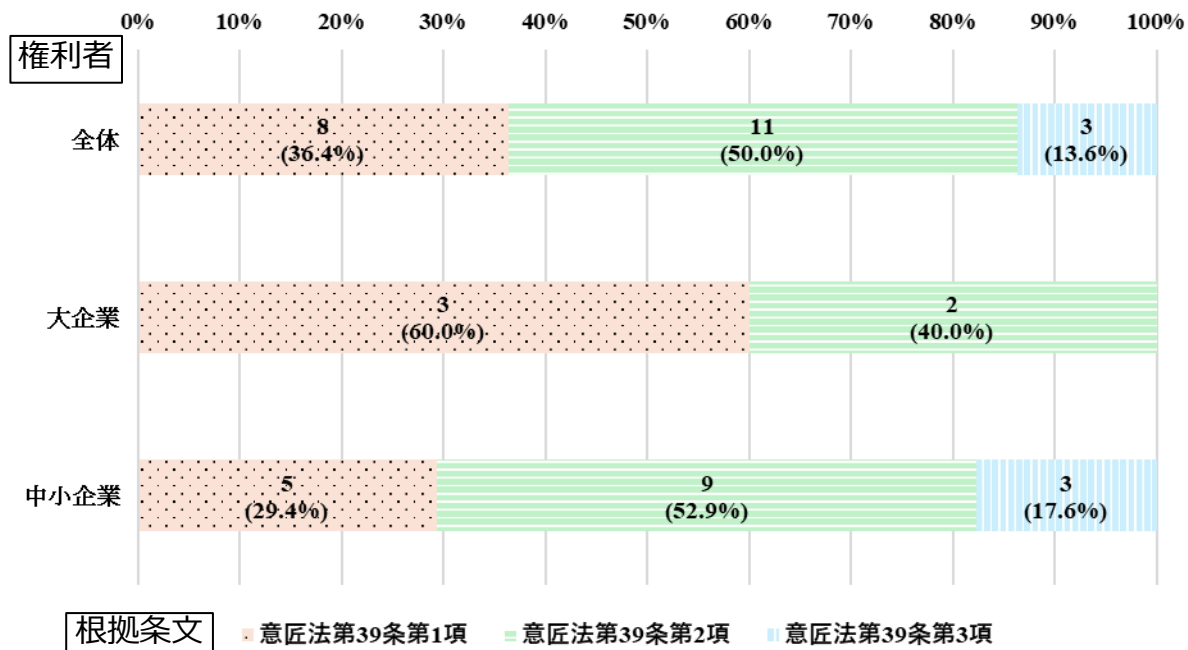


図. 権利者属性別の根拠条文の事例数（意匠法第39条）

※1認定根拠条文について、「意匠法第39条第1項」、「意匠法第39条第2項」、「意匠法第39条第3項」、「その他（民法第703条（不当利得）等）」の4種で分類した。
 ※2各項に基づく損害認定額を比較し、最も金額が大きい条項を主たる根拠条文として分類した。ただし、対象となる条項の適用が判決文上明記されていることを要件とした。
 ※3各項に基づく認定額が不明な事例については、判決文上の適用条文の記載内容に基づき判定した。
 ※4複数の区分で認定額の最大値が同額となる場合や、記載内容から適用条文を一つに絞り込めない場合（複数条文の並記など）については、分類対象外として扱った。

意匠権侵害事例での令和元年法改正施行前後における損害賠償の請求額について、請求額が5000万円以上1億円未満の事例は、令和元年法改正施行前に1件、令和元年法改正施行後に1件あり、請求額が1億円以上10億円未満の事例は、令和元年法改正施行前に1件あった。

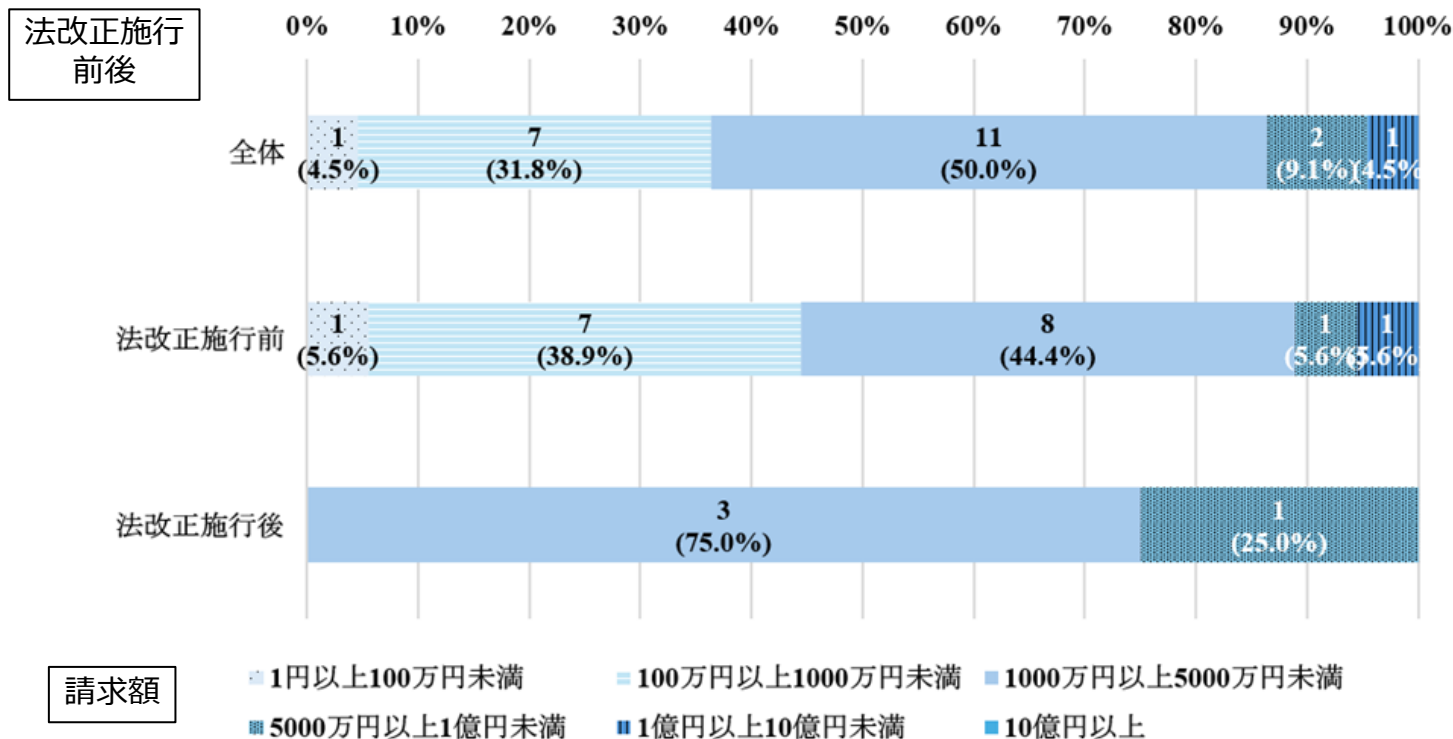


図.意匠権侵害事例における令和元年法改正施行前後の請求額

※1判決日が令和2年4月1日より前であれば法改正施行前、令和2年4月1日以降であれば法改正施行後として分類した。

※2主張損害額の合計が不明であった事例は分析対象外として扱った。

意匠権侵害事例での令和元年法改正施行前後における損害賠償の認定額について、認定額が5000万円以上1億円未満の事例、及び1億円以上10億円未満の事例は、令和元年法改正施行前にそれぞれ1件あった。

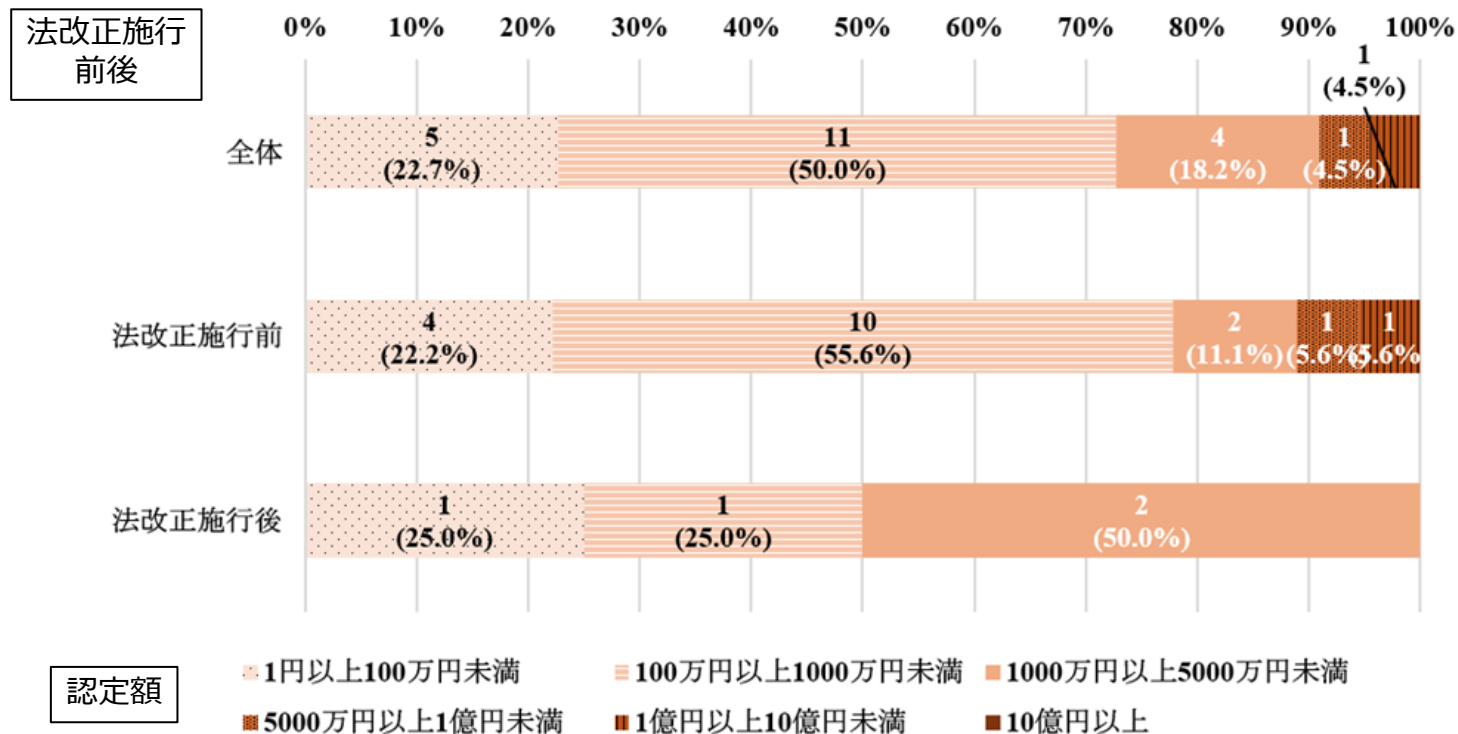


図.意匠権侵害事例における令和元年法改正施行前後の認定額

※1判決日が令和2年4月1日より前であれば法改正施行前、令和2年4月1日以降であれば法改正施行後として分類した。

※2認定額の合計が不明であった事例は分析対象外として扱った。

意匠法第39条第1項及び第2項の覆滅率並びに第3項の相当実施料率に関する調査、分析結果の概要は以下の通り。

意匠権調査観点	概要
意匠法第39条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判決文中の記載から覆滅率が把握できる事例数は8件であった。 ・ 各事例で認定された覆滅率について、全体的に0～20%と50～90%となった事例が多く、50%以上に認定された事例が過半数を占めていた。（詳細はP29参照） ・ 各事例で認定された覆滅事由については下記の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・ (2) 「市場における競合品の存在」：3件 ・ (3) 「侵害者の営業努力（ブランド力, 宣伝広告）」：1件 ・ (4) 「侵害品及び意匠権者の製品の性能（機能など意匠以外の特徴）に相違が存在すること」：2件 ・ (5) 「部分意匠であることや、需要者の着目部分が意匠以外の機能面であること等」：4件
意匠法第39条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判決文中の記載から覆滅率が把握できる事例数は12件であった。 ・ 各事例で認定された覆滅率について、全体的に0%と70%～90%に分布していた。（詳細はP30参照） ・ 各事例で認定された覆滅事由について、覆滅が認められた事件6件で認定された覆滅事由は下記の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・ (2) 「市場における競合品の存在」：1件 ・ (4) 「侵害品及び意匠権者の製品の性能（機能など意匠以外の特徴）に相違が存在すること」：4件 ・ (5) 「製品全体のうち意匠の占める割合が一部に過ぎないこと等」：3件
意匠法第39条第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判決文中の記載から相当実施料率が把握できる事例数は3件であった。 ・ 各事例で認定された実施料率について、3.5%、5%、15%の実施料率が認定された。 ・ 各事例で認定された実施料率の考慮要素について、(1) 「本件意匠の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等」が相当実施料率の考慮要素として全ての事例で認定されていた。

意匠法第39条第1項に関する判決について、覆滅率は、全体的に0~20%と50~90%に分布しているが、50%以上に分布しているものが過半数を占めている。

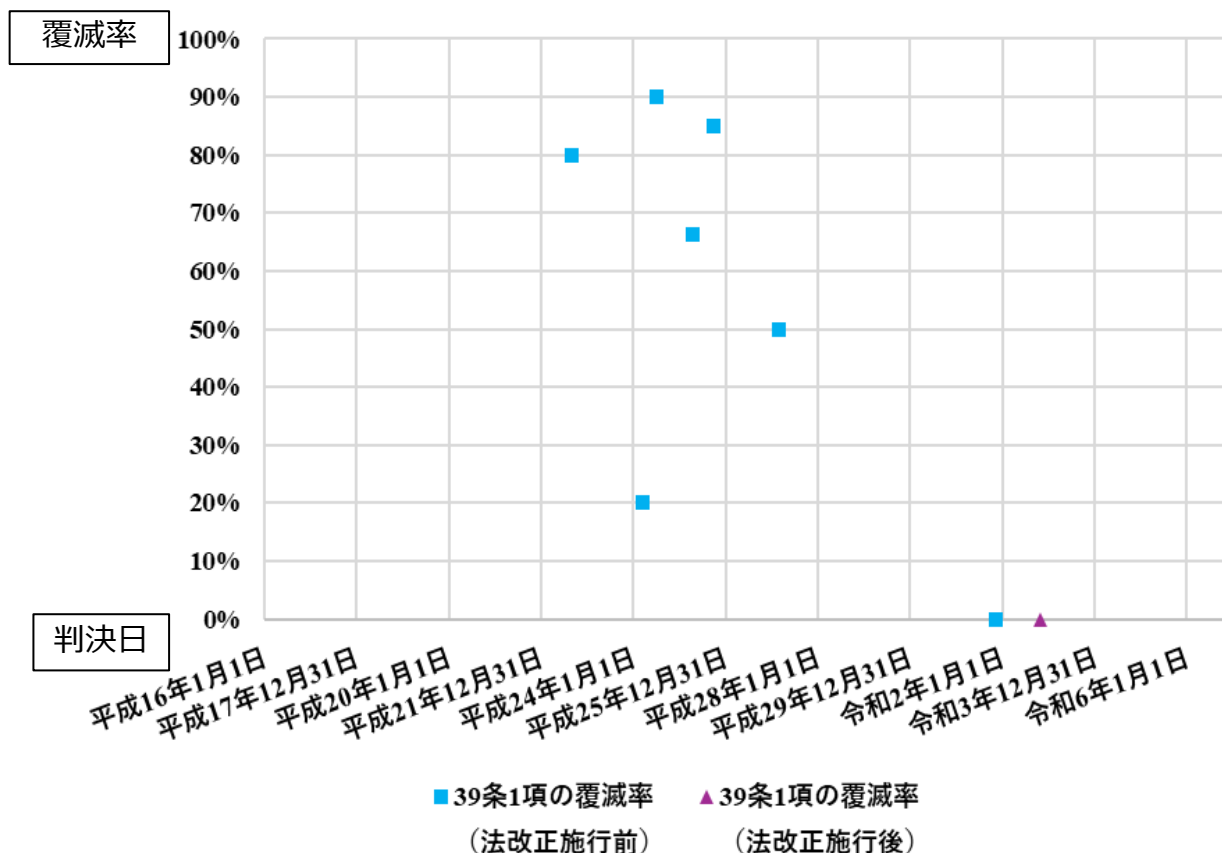


図. 意匠法第39条第1項の覆滅率の推移

※1意匠法第39条第1項の覆滅率が不明であったものは分析対象外として扱った。

※2覆滅率が0%（覆滅の主張がなかったものも含む。）の判決も分析対象とした。

※3判決日が令和2年4月1日以前であれば法改正施行前、令和2年以降であれば法改正施行後として分類した。

意匠法第39条第2項に関する判決について、覆滅率は、全体的に0%と70%~90%に多く分布している。

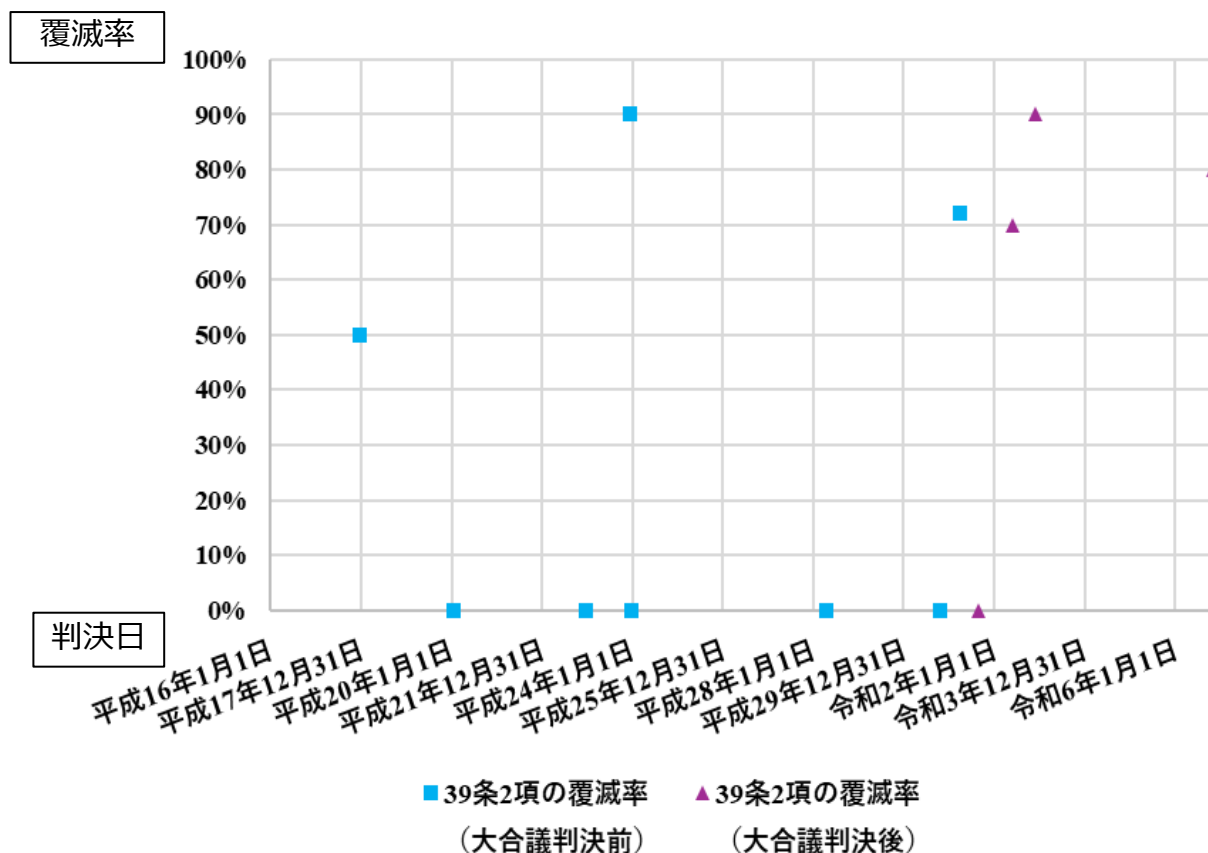


図. 意匠法第39条第2項の覆滅率の推移

※1意匠法第39条第2項の覆滅率が不明であったものは分析対象外として扱った。

※2覆滅率が0%（覆滅の主張がなかったものも含む。）の判決も分析対象とした。

※3判決日が令和2年4月1日以前であれば法改正施行前、令和2年以降であれば法改正施行後として分類した。

商標権侵害が認められた事例は、中小企業同士の事例が最も多く（26件）、次いで、その他同士（11件）、権利者がその他で被疑侵害者が中小企業（10件）、権利者が大企業で被疑侵害者が中小企業（8件）及び権利者が中小企業で被疑侵害者がその他（8件）の順で確認された。

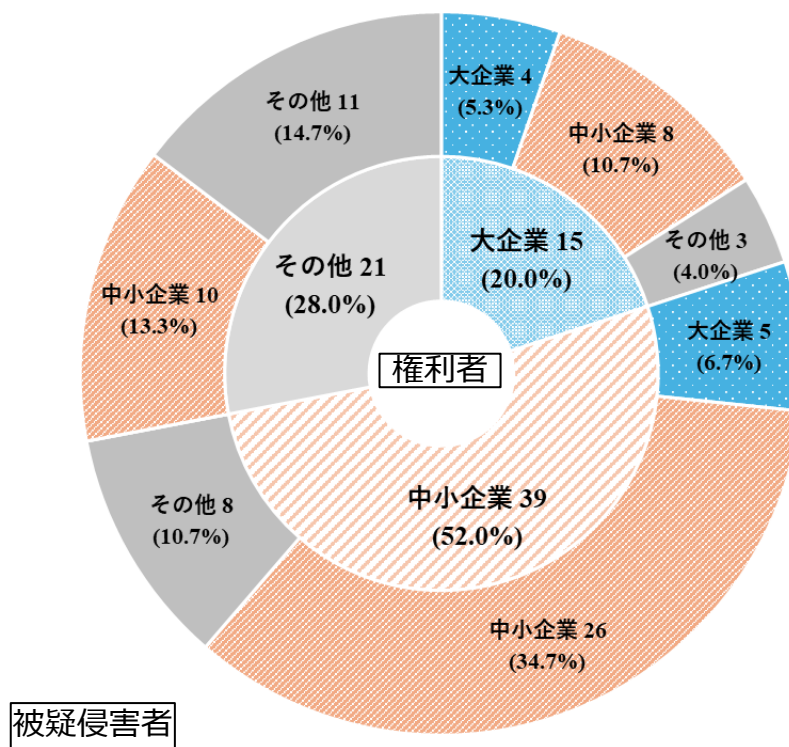


図. 当事者属性別の商標権事例件数（内円：権利者、外円：被疑侵害者）

※1当事者が複数存在する場合、判決文の原告（被告）の冒頭に記載されている者の属性に合わせて分類した。

※2権利者について、個人や規模が不明な企業、企業名が不明な当事者であった場合は、「その他」として分類した。

商標法第38条第1項、第2項、第3項がそれぞれ根拠条文となった事例数について、全体としては商標法第38条第3項に基づく認定が最も数が多く、次いで商標法第38条第2項の結果となった。

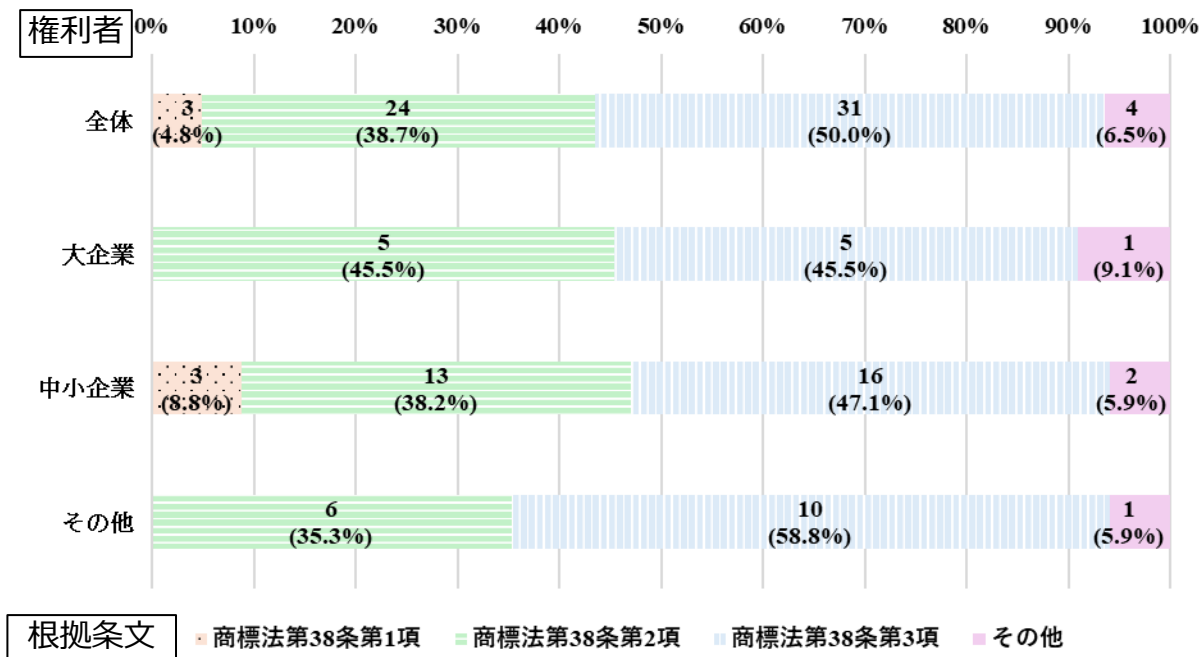


図. 権利者属性別の根拠条文の事例数 (商標法第38条)

※1認定根拠条文について、「商標法第38条第1項」、「商標法第38条第2項」、「商標法第38条第3項」、「その他（民法第703条（不当利得）等）」の4種で分類した。
 ※2各項に基づく損害認定額を比較し、最も金額が大きい条項を主たる根拠条文として分類した。ただし、対象となる条項の適用が判決文上明記されていることを要件とした。
 ※3各項に基づく認定額が不明な事例については、判決文上の適用条文の記載内容に基づき判定した。
 ※4複数の区分で認定額の最大値が同額となる場合や、記載内容から適用条文を一つに絞り込めない場合（複数条文の並記など）については、分類対象外として扱った。
 ※5権利者について、個人や規模が不明な企業、企業名が不明な当事者であった場合は、「その他」として分類した。

商標権侵害事例での令和元年法改正施行前後における損害賠償の請求額について、全体として大きな変化は見られなかった。

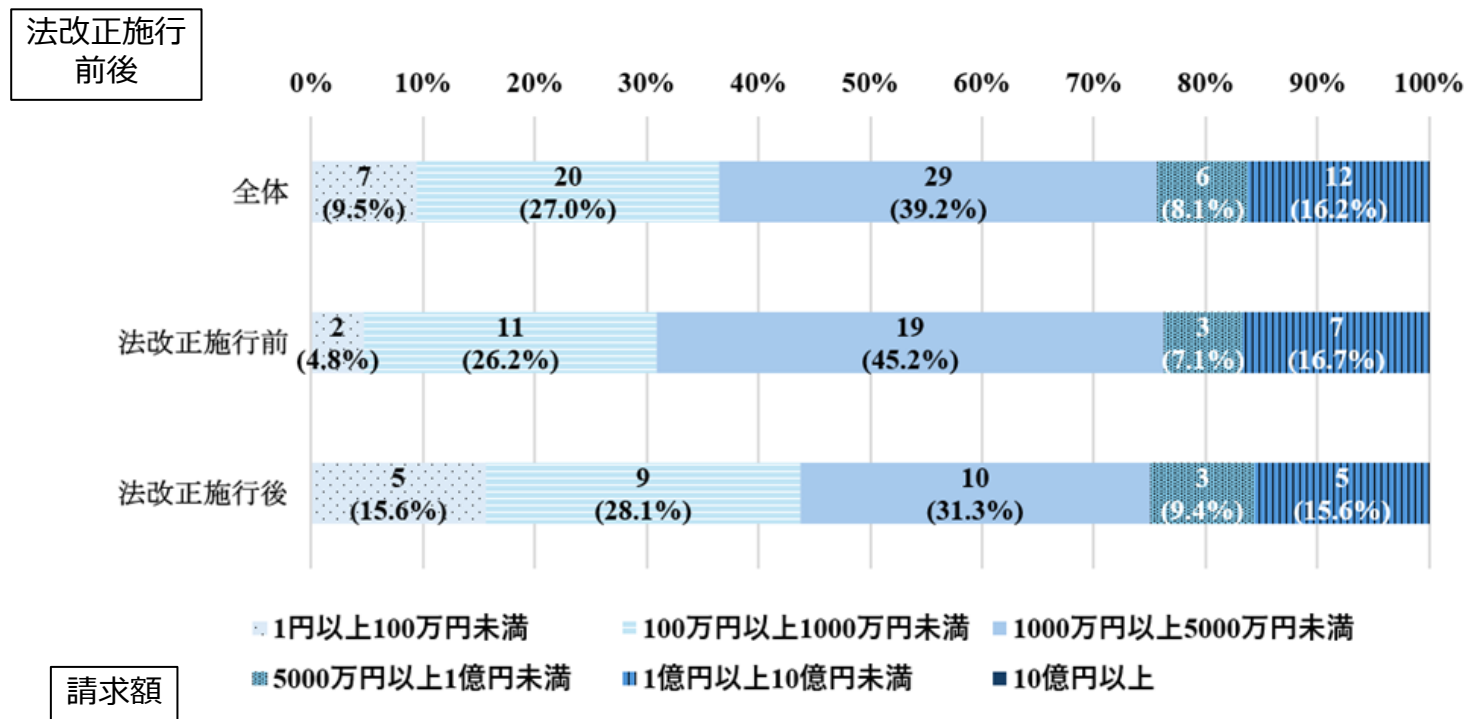


図. 商標権侵害事例における令和元年法改正施行前後の請求額

※1判決日が令和2年4月1日より前であれば法改正施行前、令和2年4月1日以降であれば法改正施行後として分類した。

※2主張損害額の合計が不明であった事例は分析対象外として扱った。

商標権侵害事例での令和元年法改正施行前後における損害賠償の認定額について、全体として大きな変化は見られなかった。

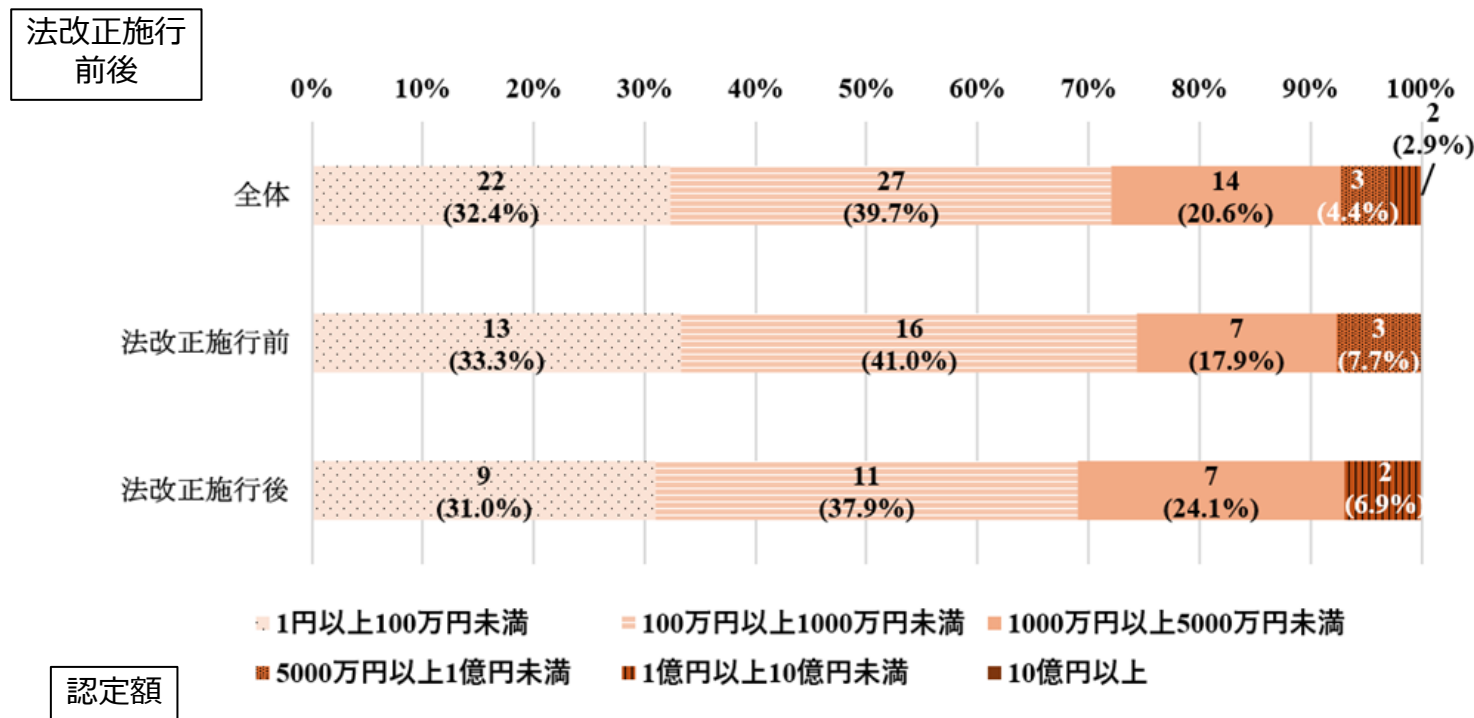


図. 商標権侵害事例における令和元年法改正施行前後の認定額

※1判決日が令和2年4月1日より前であれば法改正施行前、令和2年4月1日以降であれば法改正施行後として分類した。

※2認定額の合計が不明であった事例は分析対象外として扱った。

商標法第38条第1項及び第2項の覆滅率並びに第3項の相当実施料率に関する事例を対象とした調査、分析結果の概要は以下の通り。

商標権調査観点	概要
<p>商標法第38条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判決文中の記載から覆滅率が把握できる事例数は5件であった。 ・ 各事例で認定された覆滅率について、90%以上に認定された事例が2件、30%、15%、0%に認定された事例がそれぞれ1件確認された。 ・ 各事例で認定された覆滅事由については下記の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・ (1) 「市場の非同一性」：2件 ・ (2) 「市場における競合品・競合サービスの存在」：1件 ・ (4) 「侵害品・侵害サービス及び商標権者の製品・サービスの性能（機能、サービス内容等商標以外の特徴）に相違が存在すること」：1件 ・ (5) 「登録商標と同一又は類似の標章の他に被告の別標章が付されていたこと等」：2件
<p>商標法第38条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判決文中の記載から覆滅率が把握できる事例数は25件であった。 ・ 各事例で認定された覆滅率について、全体的に0%、90%前後にて多く分布していた。 ・ 各事例で認定された覆滅事由について、知財高裁大合議判決前後で比較すると、知財高裁大合議判決前に比べて判決後は(1)「市場の非同一性」が認定される事例の割合が大きい結果となった。 <p style="text-align: right;">（詳細はP36、P37参照）</p>
<p>商標法第38条第3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判決文中の記載から相当実施料率※が把握できる事例数は35件であった。 ・ 各事例で認定された実施料率について、実施料率が5%を超える事例が令和元年法改正施行後は約5年間で3件あった。 ・ 各事例で認定された実施料率の考慮要素について、(1)「本件商標の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等」、(3)「本件商標を被告製品・サービスに用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様」が要素として多く認定されていた。 <p style="text-align: right;">（詳細はP38、P39参照）</p>

※商標法第38条第3項のほか、商標法第38条第1項第2号、民法703条（不当利得）等により認定された実施料率を含む。

商標法第38条第2項に関する判決について、覆滅率は、全体的に0%、90%前後の分布が多くなっており、知財高裁大合議判決前後で、全体として大きな変化は見られなかった。

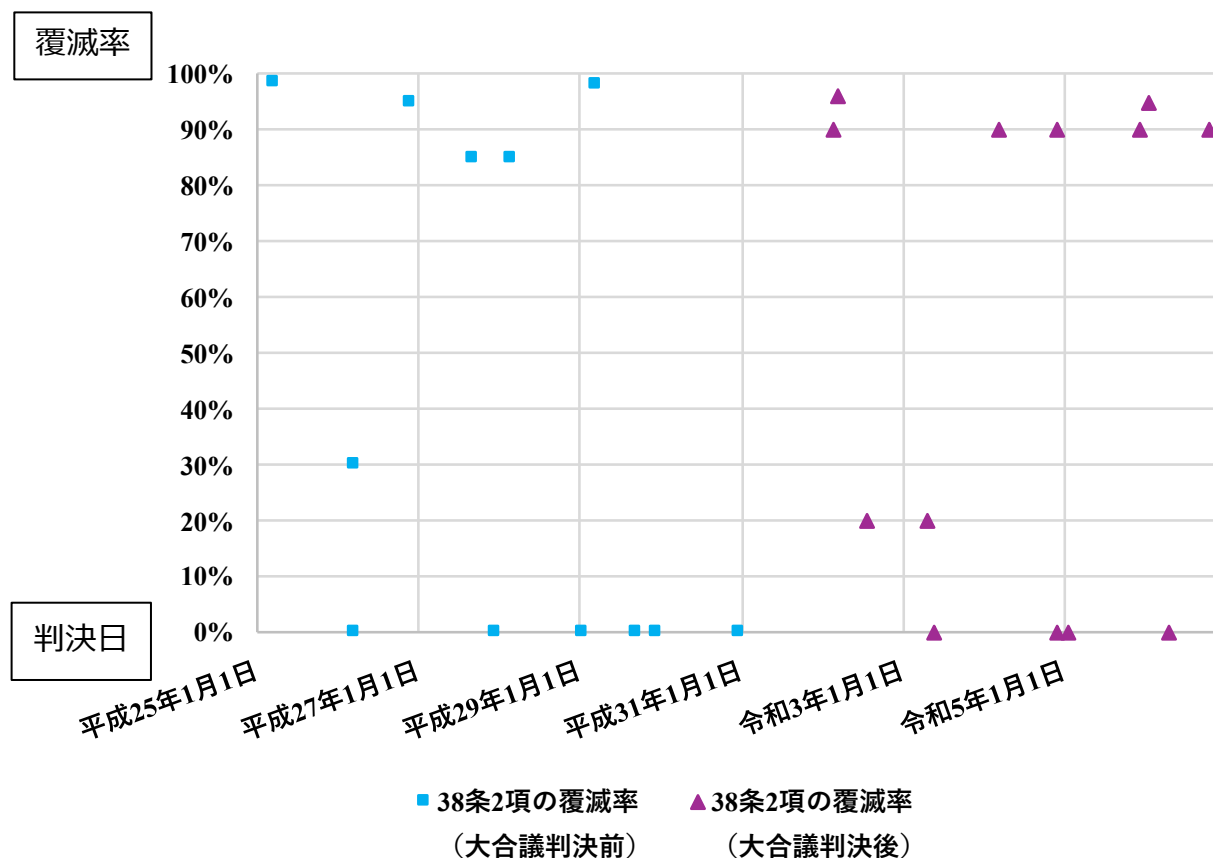


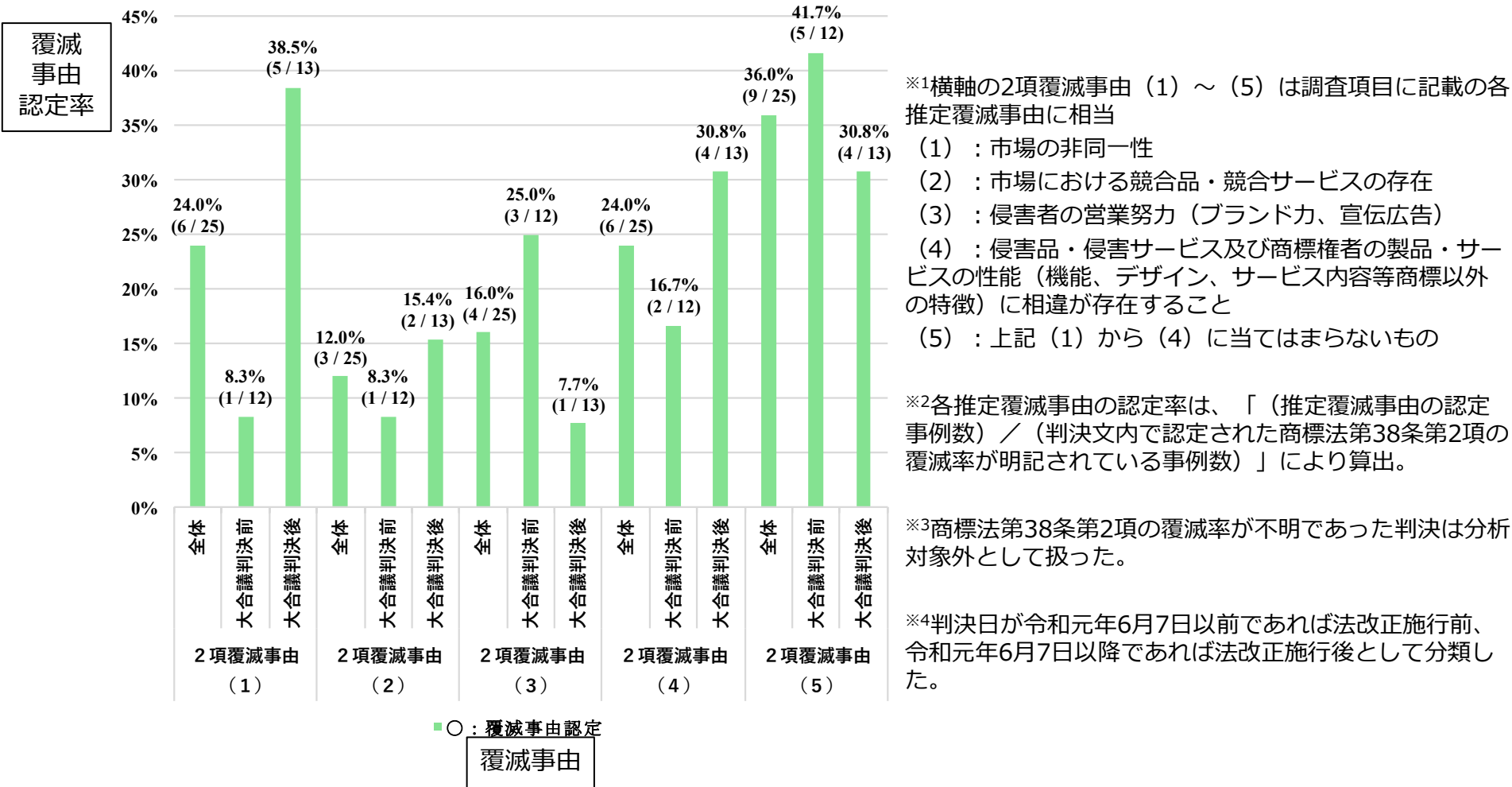
図. 商標法第38条第2項の覆滅率の推移

※1商標法第38条第2項の覆滅率が不明であった判決は分析対象外として扱った。

※2覆滅率が0%（覆滅の主張がなかったものも含む。）の判決も分析対象とした。

※3判決日が令和元年6月7日以前であれば知財高裁大合議判決前、令和元年6月7日以降であれば知財高裁大合議判決後として分類した。

商標法第38条第2項に関する判決について、認定された覆滅事由は全体として、全体では（5）「上記（1）から（4）に当てはまらないもの」が認定される事例が多かったが、知財高裁大合議判決前後で比較すると、知財高裁大合議判決前に比べて判決後は（1）「市場の非同一性」が認定される事例の割合が大きい結果となった。



※1横軸の2項覆滅事由（1）～（5）は調査項目に記載の各推定覆滅事由に相当

- （1）：市場の非同一性
- （2）：市場における競合品・競合サービスの存在
- （3）：侵害者の営業努力（ブランド力、宣伝広告）
- （4）：侵害品・侵害サービス及び商標権者の製品・サービスの性能（機能、デザイン、サービス内容等商標以外の特徴）に相違が存在すること
- （5）：上記（1）から（4）に当てはまらないもの

※2各推定覆滅事由の認定率は、「（推定覆滅事由の認定事例数）／（判決文内で認定された商標法第38条第2項の覆滅率が明記されている事例数）」により算出。

※3商標法第38条第2項の覆滅率が不明であった判決は分析対象外として扱った。

※4判決日が令和元年6月7日以前であれば法改正施行前、令和元年6月7日以降であれば法改正施行後として分類した。

図. 知財高裁大合議判決前後の商標法第38条第2項の各推定覆滅事由の認定率

商標法第38条第3項等に関する判決について、令和元年法改正施行前は実施料率が5%を超える事例が約7年間で1件ある一方、令和元年法改正施行後は約5年間で3件あり、5%を超える実施料率が認定される事例がやや増加している。

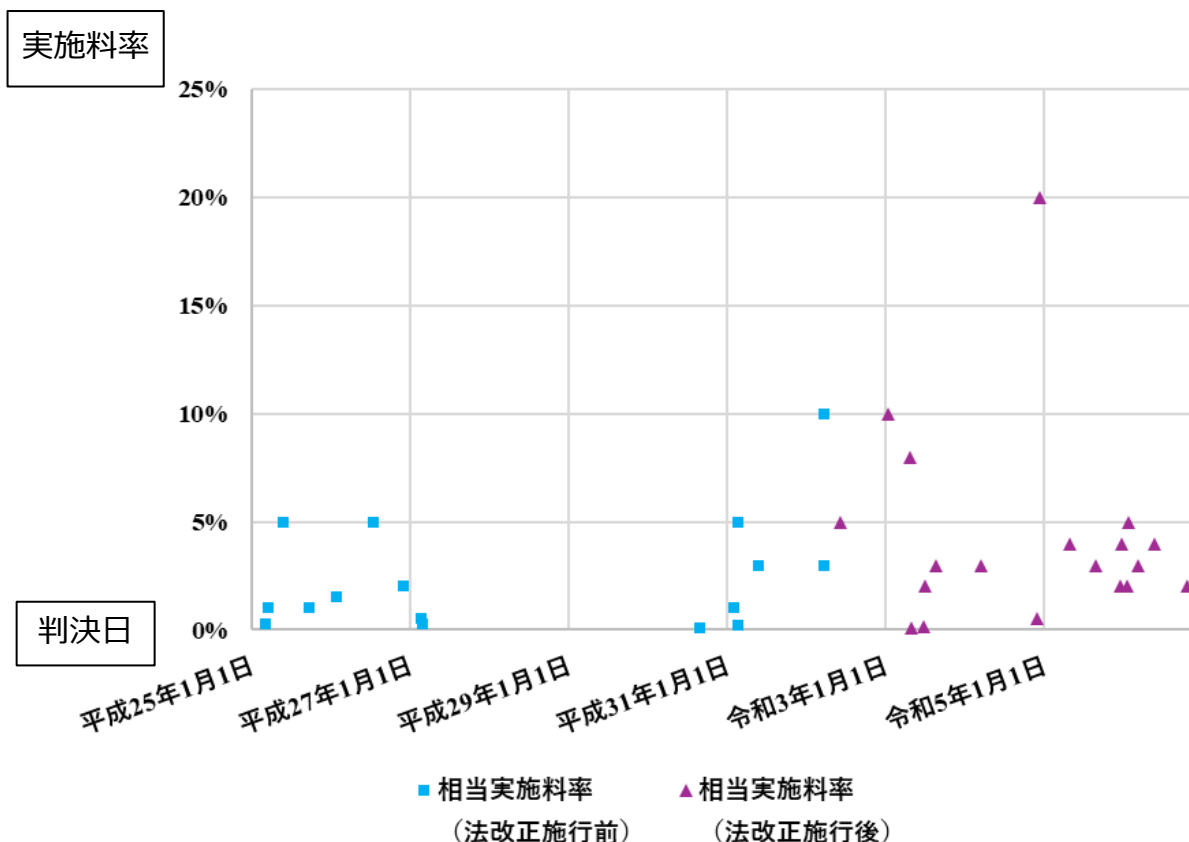
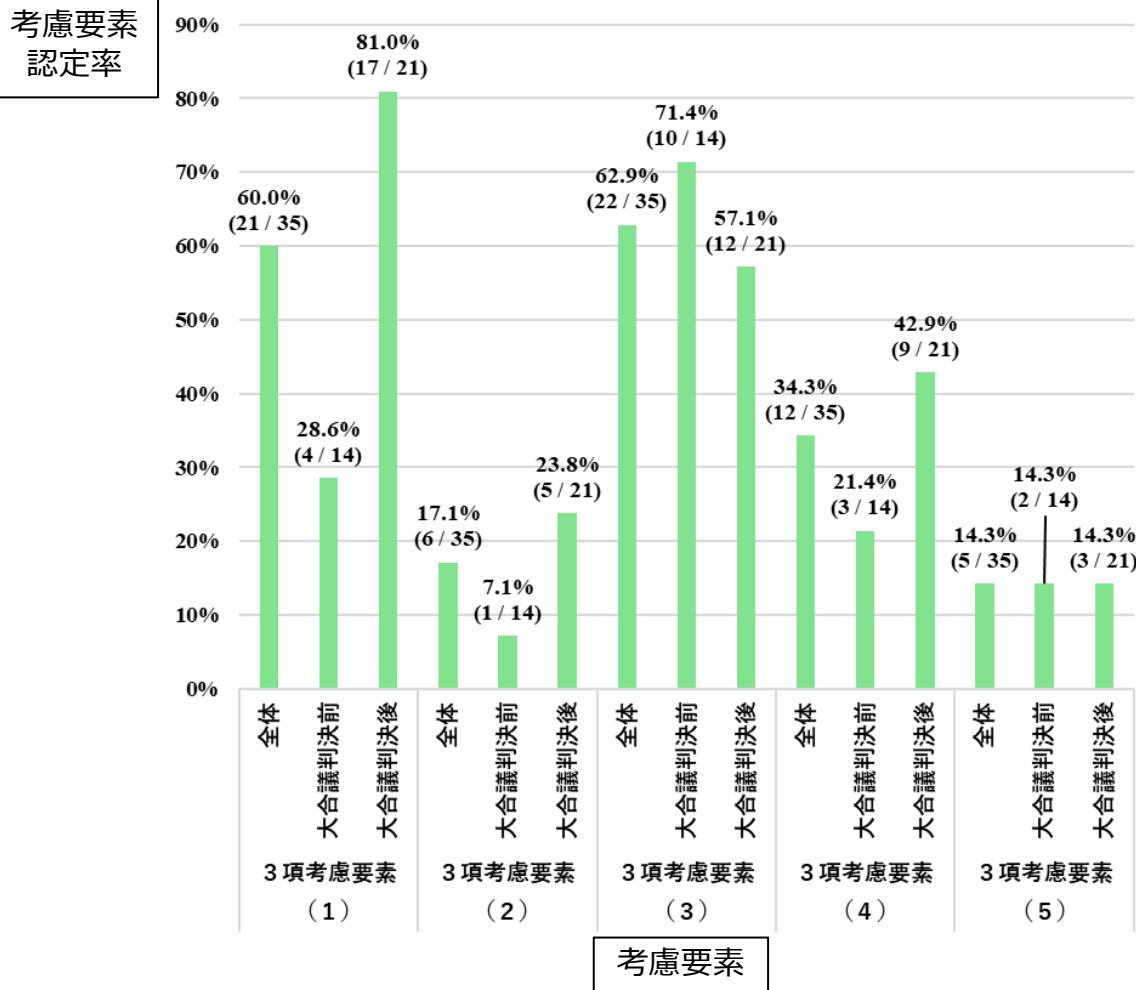


図. 商標法第38条第3項等の相当実施料率の推移

※1 実施料率が不明であった判決は分析対象外として扱った。

※2 判決日が令和2年4月1日以前であれば法改正施行前、令和2年4月1日以降であれば法改正施行後として分類した。

商標法第38条第3項等に関する判決について、認定された考慮要素は、全体として、(1)「本件商標の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等」、(3)「当該商標を当該商品ないし役務に用いた場合の売上げ及び利益への貢献」が要素として多く認定されていた。



※1横軸の3項考慮要素 (1) ~ (5) は調査項目に記載の各考慮要素に相当

(1) : 本件商標の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等

(2) : 本件商標自体の価値すなわち本件商標の内容や重要性、他のものによる代替可能性

(3) : 本件商標を被告製品・サービスに用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様

(4) : 商標権者である原告と侵害者である被告との競業関係や商標権者である原告の営業方針等訴訟に現れた諸事情

(5) : 上記 (1) から (4) に当てはまらないもの

※2各考慮要素の認定率は、「(考慮要素の認定事例数) / (判決文内で認定された相当実施料率が明記されている事例数)」により算出。

※3認定された相当実施料率が不明であった判決は分析対象外として扱った。

※4判決日が令和元年6月7日(知財高裁大合議判決の判決日)以前であれば大合議判決前、令和元年6月7日以降であれば大合議判決後として分類した。

図. 知財高裁大合議判決前後の3項考慮要素の認定率

国内にて産業財産権を保有する企業（大企業6者、中小企業6者）へのヒアリング調査の結果、国内企業における産業財産権の活用の実態、権利侵害への対応の実態が明らかになった。

国内企業における 産業財産権の 活用の実態

- ヒアリング対象企業では、産業財産権を自社事業の競争力維持やブランド保護等のための重要な手段として活用していることが確認された。また、権利の活用方法や重要度は権利種別や業種によって一定の違いが見られた。
- 権利ごとの活用目的として、特許権については、自社の技術的優位性の確保や競争力維持、顧客への訴求を目的として活用している企業が多く見られた。一部企業ではライセンス供与も活用方針となっていた。実用新案権は権利行使の制約が指摘される一方、手続きが容易である点がメリットとされた。意匠権は模倣品対策や差別化戦略との親和性が高く、外観から侵害品を発見しやすい点が評価されたが、類否判断の難しさも課題とされた。商標権については、ブランド価値向上や模倣防止に有効と評価される一方、類似の判断基準の不透明さが課題として挙げられた。

権利侵害への 対応の実態

- 権利侵害への対応実態について、特許権や商標権を中心に複数の企業が侵害事例を経験していることが確認された。侵害対応の方法としては、まず警告や交渉を通じて侵害の停止を求める対応が一般的である一方、交渉が決裂した場合や製品の重要性が高い場合には訴訟に発展するケースも見られた。警告や交渉後に訴訟に至る事案を経験した企業も複数見られたが、弁護士費用、調査費用、社内工数等の負担が伴うため、想定される損害額との費用対効果が見合わない場合には訴訟提起を見送るとの意見も挙げられた。また、侵害の確証が十分に得られない場合や、侵害規模が小さい場合には、警告や訴訟提起を行わないと判断する企業も見られた。さらに、侵害者が自社の顧客や取引先である場合には、取引関係への影響を考慮して慎重に対応する必要があるとの意見や、侵害者が海外事業者である場合には実効的な権利行使が難しい場合があるとの指摘も見られた。
- 侵害の発見契機については、競合製品の調査や顧客からの情報提供、展示会、ECサイト監視、SNS等、多様な手段が活用されている。また、ECサイト上での侵害対応として、巡回や削除申請を通じて被疑侵害製品の流通防止に努めている企業も見られた。

国内にて産業財産権を保有する企業（大企業6者、中小企業6者）へのヒアリング調査の結果、現行制度（損害賠償・差止等）の運用に関する認識が明らかになった。

現行制度（損害賠償・差止等）の運用に関する認識

- 損害賠償制度については、現行の損害賠償制度に対し、損害額が想定より低く認定される傾向や、訴訟費用負担の大きさを指摘する意見が多かった。特に、特許権侵害において認定額が侵害者の実際の利益に比べ著しく小さく、結果として「侵害し得」となり得る状況への強い問題意識が示された。一方で、技術価値や権利の寄与率の立証が奏功し、想定に近い損害額が認められた事例も報告され、運用状況には一定の幅があることがうかがえた。
- また、損害額算定における寄与率や覆滅事由の考慮要素の現行の評価については、市場の非同一性、営業努力といった覆滅事由の扱いに関して、権利者の立場からは納得感が得づらいとの指摘があった。他方、裁判例の蓄積により制度が使いやすくなってきているとの評価もみられた。損害賠償額の算定方法に関する令和元年法改正についても、権利者にとって使いやすくなったとの肯定的評価がある一方、特許法102条1項については権利者の機密情報提出が必要となるなど、立証面での課題を指摘する意見も示された。また、故意侵害と過失侵害の区別を明確化し、より強い権利保護を図る制度の必要性を指摘する声も一部にあった。意匠権に関しては、デザインが利益に与える影響評価において需要者視点をより重視すべきとの意見が挙げられた。
- 差止請求については、侵害行為を早期に停止させる手段として有効であるとの認識が示された一方、侵害立証に必要な証拠の収集が容易ではない場合があること等が課題として指摘された。

国内にて産業財産権を保有する企業（大企業6者、中小企業6者）へのヒアリング調査の結果、他者権利を侵害しないための取組に関する実態が明らかになった。

他者権利を侵害しないための取組

- 他社権利の侵害防止に向けたクリアランス調査の実施体制として、中小企業では社内担当者を中心に公報確認や簡易調査を行い、疑義が生じた場合に外部専門家へ相談する体制が一般的であった。大企業では、調査負荷に応じて外部専門家や調査機関へ情報のスクリーニングを委託する等、より高度な体制を構築しているとの事例も見られた。また、意匠権については画像検索、商標では外部ツールによる監視など、権利種別に応じた調査手法を使い分ける運用も確認された。
- 損害賠償額が従前よりも高額化した場合の対応については、多くの企業が侵害リスクを回避するため、クリアランス調査の重要性が一層高まり、回避措置をより慎重に行うようになるとの見解を示した。一方で、既に十分な調査体制を確立しているため、対応に大きな変化は生じないとの意見もみられた。
- 差止が従前より早期に認められるようになった場合についても、多くの企業が事業停止や供給中断のリスクを避けるため、事前のクリアランス調査をより慎重に行うと回答した。特にサプライチェーンへの影響が大きい業種では、この傾向が顕著であった。他方、既に十分な調査体制を整備している企業からは、制度変更による影響は限定的との意見もあった。早期差止により、敗訴リスクを低減するための設計変更や和解判断が早期に求められる可能性を指摘する声もあり、制度設計において権利者と被疑侵害者とのバランス確保が重要であるとの意見が示された。

国内にて産業財産権を保有する企業（大企業6者、中小企業6者）へのヒアリング調査の結果、権利侵害抑止に向けた制度改善に関する示唆が得られた。

権利侵害抑止に向けた制度改善に関する示唆

- 権利侵害の抑止に向けた制度・運用について、侵害に対する権利者救済（損害賠償制度等）の強化や証拠収集の実効性向上を望む意見が複数挙げられた。また、権利行使の実効性を高める制度整備とともに、国際的な制度との調和を図ることが、侵害抑止の観点からは重要であるとの意見も挙げられた。
- 具体的に、現行の損害賠償制度では、侵害行為に対する抑止力が十分ではない可能性があるとの意見が複数企業から挙げられた。特に、侵害訴訟において認定される損害賠償額が訴訟費用等と比較して小さいことが要因として挙げられた。証拠収集制度については、侵害訴訟においては、侵害の立証や損害額算定のために必要な情報を十分に入手することが難しい場合があるとの意見が挙げられた。

産業財産権侵害裁判実務の動向、実態に関する公開情報調査、国内にて産業財産権を保有する企業に対するヒアリング調査を実施した結果、産業財産権侵害の抑止及び救済の実効性向上に向けた制度の在り方を検討する上で有益な示唆が得られた。

知的財産権侵害裁判 実務の動向調査

- 特許権侵害訴訟を中心に損害額算定に関する判断枠組みの整理が進み、損害額の算定に係る推定覆滅の考慮要素や、実施料相当額の算定においていわゆる「侵害プレミアム」の考え方が一定程度定着しつつあることが確認された。

知的財産権侵害裁判 実務の実態調査

- 損害賠償額の認定状況や、損害額の算定に係る推定覆滅及び実施料率等の認定状況といった実態が把握された。

国内企業 ヒアリング調査

- 国内企業における産業財産権の活用状況、権利侵害への対応状況、他者権利を侵害しないための取組、現行制度に関する課題認識等を把握することができた。

禁無断転載

令和7年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究
産業財産権における損害賠償請求等の裁判実務及び
権利の実効性の実態に関する調査研究について
(要約版)
令和8年3月

請負先

株式会社NTTデータ経営研究所
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル10階